

平成30年6月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応(平成30年4月内容)

有効求人数	42,381 人	対前年同月比 7.4%増 (44 か月連続の増加)
有効求職者数	34,915 人	対前年同月比 1.9%減 (4 か月連続の減少)
有効求人倍率	1.27 倍	対前月比 0.03 ポイント増

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高齢者の就職実現

2 新規高等学校卒業予定者に係る求人受付開始

6月1日(金)から高卒求人の受付を開始します。
高等学校への求人票の提示は7月1日(日)から解禁。

3 障害者雇用促進及び職場定着に向けた取組

5月30日(水)に県、国(鹿児島労働局)の合同で、経済団体5団体を訪問し、障害者雇用促進及び職場定着に向けた取組についての要請

4 平成30年度全国安全週間説明会を開催

「平成30年度全国安全週間～新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災～(7月1日～7日)」に関する説明会を実施
全国安全週間の準備期間(6月)に、県内39箇所で開催します。

5 梅雨時期の土砂崩壊等による労働災害の防止への取組

国及び県の発注機関並びに建設業関係団体等に対し梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止対策の徹底を要請

6 職場の熱中症対策に取組

5月から9月までを「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」として、職場の熱中症対策に取り組めます。

7 労働保険の年度更新(申告・納付)は6月1日から7月10日まで

労働保険徴収室・労働基準監督署をはじめ県内26の会場で、労働保険年度更新申告書の受付を行います。郵送やインターネットによる手続も可能なので、ぜひご利用ください。

4月の有効求人倍率は1.27倍で、前月を0.03ポイント上回り、統計開始以来、平成29年12月、平成30年2月と並んで過去最高となる

鹿児島県の4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.27倍となり、前月を0.03ポイント上回りました。

新規求人倍率(同)は1.91倍となり、前月を0.17ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.86倍となり、前年同月(0.73倍)を0.13ポイント上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、6.4%増と21か月連続で増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(3.8%増)は5か月連続の増加、製造業(2.3%増)は18か月連続の増加、運輸業、郵便業(9.1%減)は4か月連続の減少、卸売業、小売業(8.6%増)は4か月ぶりの増加、宿泊業、飲食サービス業(5.0%減)は2か月連続の減少、医療、福祉(25.5%増)は30か月連続の増加、他のサービス業(6.8%減)は3か月ぶりの減少となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ0.1%減と2か月ぶりの減少となりました。

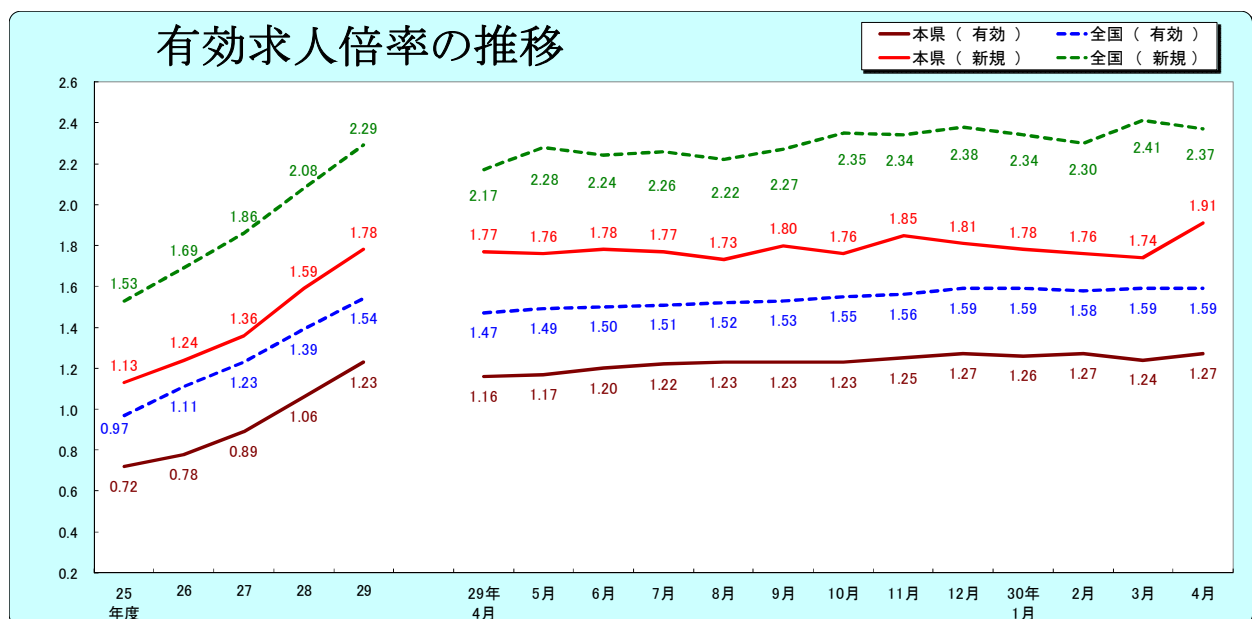
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(2.5%減)は9か月ぶりの減少、離職求職者(2.6%増)は3か月連続の増加、無業求職者(14.1%減)は15か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(0.3%減)は3か月ぶりの減少、自己都合離職者(3.3%増)は6か月ぶりの増加となりました。

政府の4月の月例経済報告では、個人消費、設備投資、輸出、生産、企業収益、雇用情勢、消費者物価については、いずれの項目も据え置かれました。景気の基調判断は、「緩やかに回復している」と据え置かれました。また、雇用情勢は「着実に改善している」と据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)が24か月連続で1倍台となり、有効求人数(原数値)が、44か月連続で前年同月を上回り、昭和38年4月の統計開始以来、4月としては過去最高となるなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善傾向にあるものの、産業により求人の増減にばらつきがみられることから、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

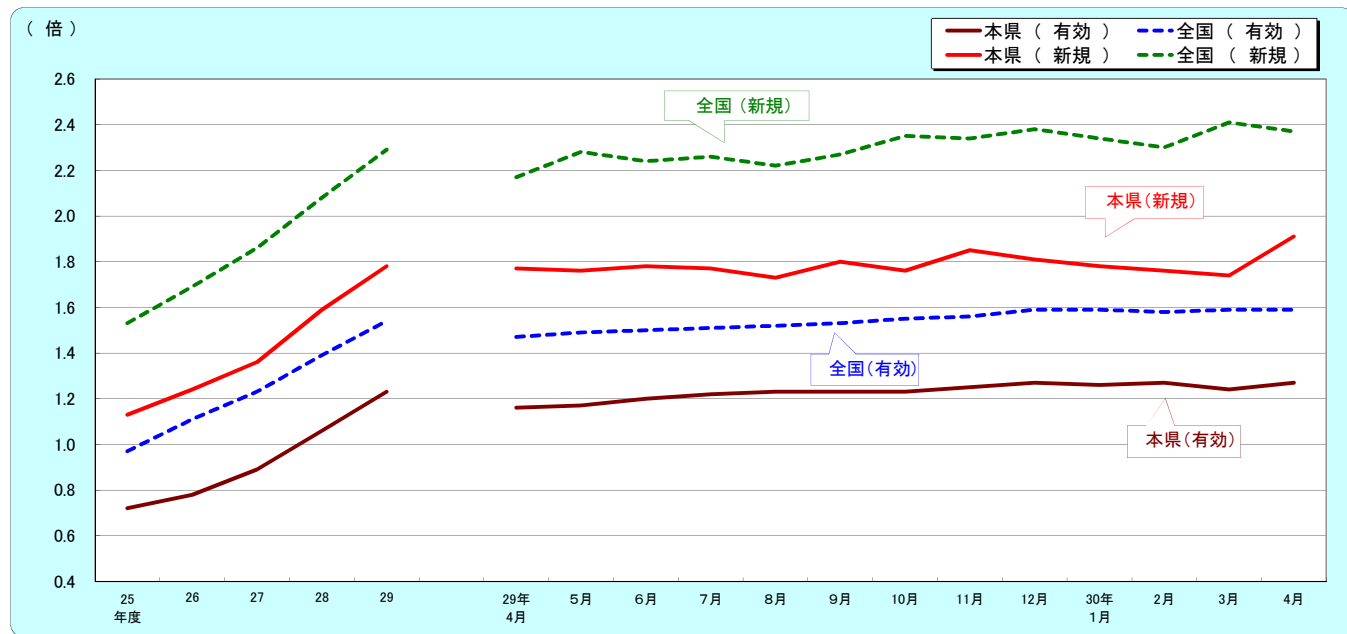


最近の雇用失業情勢 (平成30年 4月分)

概況

- 鹿児島県の4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.27倍となり、前月を0.03ポイント上回った。
- なお、全国の4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.59倍となり、前月と同水準となった。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		25年度	26	27	28	29	29年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年1月	2月	3月	4月
有効求人倍率	本県	0.72	0.78	0.89	1.06	1.23	1.16	1.17	1.20	1.22	1.23	1.23	1.23	1.25	1.27	1.26	1.27	1.24	1.27
	全国	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.47	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59
新規求人倍率	本県	1.13	1.24	1.36	1.59	1.78	1.77	1.76	1.78	1.77	1.73	1.80	1.76	1.85	1.81	1.78	1.76	1.74	1.91
	全国	1.53	1.69	1.86	2.08	2.29	2.17	2.28	2.24	2.26	2.22	2.27	2.35	2.34	2.38	2.34	2.30	2.41	2.37

*29年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

4月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ6.4%増と21ヶ月連続の増加となった。

4月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(3.8%増)は5ヶ月連続の増加、【製造業】(2.3%増)は18ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(9.1%減)は4ヶ月連続の減少、【卸売業、小売業】(8.6%増)は4ヶ月ぶりの増加、【宿泊業、飲食サービス業】(5.0%減)は2ヶ月連続の減少、【医療、福祉】(25.5%増)は30ヶ月連続の増加、【サービス業】(6.8%減)は3ヶ月ぶりの減少となった。

4月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ7.4%増と44ヶ月連続の増加となった。

()内前年同月比(%)

	平成29年度 (月平均)		平成30年							
新産業分類			1月		2月		3月		4月	
新規求人数	14,686	(10.4)	15,637	(3.3)	16,352	(6.0)	15,066	(2.1)	15,213	(6.4)
D 建設業	1,210	(18.0)	1,292	(14.8)	1,103	(6.2)	1,286	(23.9)	1,285	(3.8)
E 製造業	1,474	(20.7)	1,515	(6.5)	1,525	(20.6)	1,409	(4.8)	1,313	(2.3)
H 運輸業、郵便業	643	(7.5)	528	(▲ 4.7)	661	(▲ 13.9)	704	(▲ 0.3)	460	(▲ 9.1)
I 卸売業、小売業	2,258	(2.4)	2,459	(▲ 4.5)	2,488	(▲ 2.8)	2,027	(▲ 4.7)	2,492	(8.6)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,211	(6.1)	1,487	(10.7)	1,169	(4.7)	1,147	(▲ 14.5)	1,528	(▲ 5.0)
P 医療、福祉	3,939	(9.9)	4,389	(8.5)	4,292	(4.3)	4,311	(3.9)	4,307	(25.5)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,585	(9.6)	1,393	(▲ 17.2)	1,986	(14.8)	1,670	(0.9)	1,449	(▲ 6.8)
有効求人数	40,572	(12.8)	41,099	(10.4)	43,132	(9.2)	44,021	(5.7)	42,381	(7.4)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

4月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ0.1%減と2ヶ月ぶりの減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(2.5%減)は9ヶ月ぶりの減少となった。

また、離職求職者(2.6%増)は3ヶ月連続の増加、無業求職者(14.1%減)は15ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(0.3%減)は3ヶ月ぶりの減少となった。

自己都合離職者(3.3%増)は6ヶ月ぶりの増加となった。

4月の受給資格決定件数(6.9%減)は6ヶ月連続の減少となった。

また、受給者実人員(3.6%減)は61ヶ月連続の減少となった。

4月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ1.9%減と4ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成29年度 (月平均)		平成30年							
			1月		2月		3月		4月	
新規求職者数	8,246	(▲ 1.3)	8,986	(▲ 2.0)	8,635	(▲ 0.7)	9,290	(0.5)	10,676	(▲ 0.1)
44歳以下	4,659	(▲ 4.5)	5,055	(▲ 5.6)	4,603	(▲ 6.7)	5,123	(▲ 3.6)	5,505	(▲ 3.0)
※うち34歳以下	2,901	(▲ 5.1)	3,100	(▲ 6.8)	2,802	(▲ 4.6)	3,216	(▲ 4.5)	3,416	(▲ 5.7)
45歳以上	3,587	(3.2)	3,931	(3.2)	4,032	(7.1)	4,167	(6.1)	5,171	(3.3)
うち55歳以上	2,148	(7.2)	2,263	(6.1)	2,422	(13.4)	2,552	(12.3)	3,457	(4.2)
雇用保険受給 資格決定件数	2,036	(▲ 3.0)	1,886	(▲ 5.7)	1,818	(▲ 3.1)	1,879	(▲ 0.7)	3,304	(▲ 6.9)
有効求職者数	33,052	(▲ 2.5)	30,417	(▲ 2.7)	31,601	(▲ 4.2)	33,879	(▲ 2.7)	34,915	(▲ 1.9)
44歳以下	17,336	(▲ 4.8)	16,139	(▲ 4.3)	16,410	(▲ 7.3)	17,504	(▲ 5.8)	17,629	(▲ 5.0)
※うち34歳以下	10,709	(▲ 5.4)	9,897	(▲ 5.1)	10,062	(▲ 7.1)	10,730	(▲ 6.0)	10,854	(▲ 6.0)
45歳以上	15,716	(0.1)	14,278	(▲ 0.8)	15,191	(▲ 0.6)	16,375	(0.8)	17,286	(1.4)
うち55歳以上	9,815	(1.7)	8,726	(▲ 0.2)	9,330	(1.3)	10,095	(2.6)	11,133	(3.0)
雇用保険受給者 実人員	6,202	(▲ 6.5)	5,607	(▲ 6.9)	5,528	(▲ 6.4)	5,532	(▲ 5.1)	5,432	(▲ 3.6)

※(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	平成29年度 (月平均)		平成30年							
			1月		2月		3月		4月	
新規常用求職者	8,181	(▲ 1.1)	8,950	(▲ 1.6)	8,588	(▲ 0.6)	9,236	(0.5)	10,619	(▲ 0.2)
在職求職者	2,384	(6.6)	3,187	(13.2)	3,143	(1.1)	3,009	(0.9)	1,915	(▲ 2.5)
離職求職者	4,887	(▲ 3.0)	4,860	(▲ 8.0)	4,604	(2.2)	5,121	(2.7)	7,681	(2.6)
うち事業主都合	1,095	(▲ 3.0)	1,011	(▲ 7.2)	1,125	(23.1)	1,193	(16.8)	2,315	(▲ 0.3)
うち自己都合	3,543	(▲ 3.0)	3,636	(▲ 7.3)	3,242	(▲ 2.8)	3,676	(▲ 1.2)	4,835	(3.3)
無業求職者	911	(▲ 8.3)	903	(▲ 9.8)	841	(▲ 17.6)	1,106	(▲ 9.5)	1,023	(▲ 14.1)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

4月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ10.1%増と9ヶ月ぶりの増加となった。

() 内前年同月比(%)

	平成29年度 (月平均)		平成30年							
			1月		2月		3月		4月	
就職件数	3,375	(▲ 4.6)	2,727	(▲ 6.7)	3,154	(▲ 9.9)	4,547	(▲ 4.7)	4,142	(10.1)
44歳以下	1,962	(▲ 7.6)	1,584	(▲ 8.0)	1,833	(▲ 13.3)	2,454	(▲ 9.8)	2,318	(2.5)
※うち34歳以下	1,083	(▲ 8.3)	836	(▲ 10.6)	977	(▲ 15.7)	1,326	(▲ 8.6)	1,283	(▲ 3.1)
45歳以上	1,413	(▲ 0.1)	1,143	(▲ 5.0)	1,321	(▲ 4.6)	2,093	(1.9)	1,824	(21.5)
うち55歳以上	732	(4.4)	597	(4.6)	700	(3.7)	1,096	(6.1)	971	(25.8)
雇用保険受給者	832	(▲ 1.5)	642	(▲ 10.8)	734	(▲ 7.6)	939	(▲ 4.7)	842	(9.8)

5. 完全失業率(全国)

	27年平均	28年平均	29年平均	11月	12月	1月	2月	3月	4月
完全失業率 (%)	3.4	3.1	2.8	2.7	2.7	2.4	2.5	2.5	2.5
完全失業者数 (万人)	222	208	190	178	174	159	166	173	180

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の職業紹介状況(原数値)

() 内前年同月比(求人数、求職者数は%,その他はポイント)

	平成29年度 (月平均)		平成30年							
			1月		2月		3月		4月	
正社員新規求人倍率	1.17	(0.19)	1.10	(0.13)	1.18	(0.12)	1.11	(0.13)	1.00	(0.14)
正社員新規求人数	6,150	(14.7)	6,620	(10.6)	6,482	(8.2)	6,506	(10.1)	6,331	(13.6)
全新規求人における 構成比	41.9%	(1.6)	42.3%	(2.8)	39.6%	(0.8)	43.2%	(3.2)	41.6%	(2.6)
新規常用フルタイム 求職者数	5,273	(▲ 3.4)	6,004	(▲ 2.2)	5,479	(▲ 3.0)	5,878	(▲ 2.1)	6,341	(▲ 1.7)
全新規求職者における 構成比	63.9%	(1.5)	66.8%	(▲ 0.2)	63.5%	(▲ 1.5)	63.3%	(▲ 1.6)	59.4%	(▲ 1.0)
正社員有効求人倍率	0.85	(0.17)	0.92	(0.15)	0.93	(0.16)	0.89	(0.13)	0.86	(0.13)
全 国	1.03	(0.14)	1.14	(0.15)	1.11	(0.14)	1.07	(0.13)	1.02	(0.11)
正社員有効求人数	17,199	(16.9)	17,630	(15.2)	18,340	(14.3)	18,571	(11.1)	18,071	(13.1)
全有効求人における 構成比	42.4%	(1.5)	42.9%	(1.8)	42.5%	(1.9)	42.2%	(2.0)	42.6%	(2.1)
有効常用フルタイム 求職者数	20,352	(▲ 5.4)	19,085	(▲ 4.5)	19,763	(▲ 5.5)	20,966	(▲ 4.5)	20,940	(▲ 4.3)
全求職者における 構成比	61.6%	(▲ 1.9)	62.7%	(▲ 1.2)	62.5%	(▲ 0.8)	61.9%	(▲ 1.1)	60.0%	(▲ 1.4)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.平成30年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島 地 域	有効求職 13,250												13,250
	有効求人 17,536												17,536
	求人倍率 1.32												1.32
北薩地域	有効求職 4,488												4,488
	有効求人 5,804												5,804
	求人倍率 1.29												1.29
川内	有効求職 2,210												2,210
	有効求人 2,910												2,910
	求人倍率 1.32												1.32
出水	有効求職 1,847												1,847
	有効求人 2,163												2,163
	求人倍率 1.17												1.17
宮之城	有効求職 431												431
	有効求人 731												731
	求人倍率 1.70												1.70
大隅地域	有効求職 4,872												4,872
	有効求人 5,707												5,707
	求人倍率 1.17												1.17
鹿屋	有効求職 3,106												3,106
	有効求人 3,854												3,854
	求人倍率 1.24												1.24
大隅	有効求職 1,766												1,766
	有効求人 1,853												1,853
	求人倍率 1.05												1.05
南薩地域	有効求職 4,317												4,317
	有効求人 4,744												4,744
	求人倍率 1.10												1.10
加世田	有効求職 1,640												1,640
	有効求人 1,671												1,671
	求人倍率 1.02												1.02
伊集院	有効求職 1,642												1,642
	有効求人 1,661												1,661
	求人倍率 1.01												1.01
指宿	有効求職 1,035												1,035
	有効求人 1,412												1,412
	求人倍率 1.36												1.36
始良地域	有効求職 5,460												5,460
	有効求人 6,178												6,178
	求人倍率 1.13												1.13
国分	有効求職 4,667												4,667
	有効求人 5,423												5,423
	求人倍率 1.16												1.16
大口	有効求職 793												793
	有効求人 755												755
	求人倍率 0.95												0.95
熊毛地域	有効求職 580												580
	有効求人 647												647
	求人倍率 1.12												1.12
奄美地域	有効求職 1,948												1,948
	有効求人 1,765												1,765
	求人倍率 0.91												0.91
県 計	有効求職 34,915												34,915
	有効求人 42,381												42,381
	求人倍率 1.21												1.21

※地域別: 安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島
始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城
熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅
奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

※(参考) 1～4及び7については昭和38年4月より、5については昭和28年1月より、6については鹿児島局は平成19年1月より統計開始

平成30年5月29日

報道機関各位

鹿児島労働局職業安定課

資料の差し替えのお願い

先月、4月27日にお配りしました「最近の雇用失業情勢（平成30年3月分）」について、内容に一部誤りがございました。

つきましては、新しい「最近の雇用失業情勢（平成30年3月分）」を添付いたしましたので、お差し替えいただくようお願い申し上げます。

お手数をおかけいたしまして、誠に申し訳ございませんが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

1. 訂正箇所 「6. 正社員の職業紹介状況（原数値）」の表中
平成29年度（月平均）・正社員有効求人数

（誤）17, 119 （正）17, 199

6.正社員の職業紹介状況(原数値)

() 内前年同月比(求人数、求職者数は%, その他はポイント)

	平成29年度 (月平均)		平成29年		平成30年					
			12月		1月		2月		3月	
正社員新規求人倍率	1.17	(0.19)	1.50	(0.22)	1.10	(0.13)	1.18	(0.12)	1.11	(0.13)
正社員新規求人数	6,150	(14.7)	5,940	(21.4)	6,620	(10.6)	6,482	(8.2)	6,506	(10.1)
全新規求人における 構成比	41.9%	(1.6)	43.7%	(1.7)	42.3%	(2.8)	39.6%	(0.8)	43.2%	(3.2)
新規常用フルタイム 求職者数	5,273	(▲ 3.4)	3,971	(4.2)	6,004	(▲ 2.2)	5,479	(▲ 3.0)	5,878	(▲ 2.1)
全新規求職者における 構成比	63.9%	(1.5)	66.2%	(▲ 0.6)	66.8%	(▲ 0.2)	63.5%	(▲ 1.5)	63.3%	(▲ 1.6)
正社員有効求人倍率	0.85	(0.17)	0.94	(0.17)	0.92	(0.15)	0.93	(0.16)	0.89	(0.13)
全 国	1.03	(0.14)	1.15	(0.16)	1.14	(0.15)	1.11	(0.14)	1.07	(0.13)
正社員有効求人数	17,199	(16.9)	17,178	(19.1)	17,630	(15.2)	18,340	(14.3)	18,571	(11.1)
全有効求人における 構成比	42.4%	(1.5)	42.2%	(1.0)	42.9%	(1.8)	42.5%	(1.9)	42.2%	(2.0)
有効常用フルタイム 求職者数	20,352	(▲ 5.4)	18,209	(▲ 2.4)	19,085	(▲ 4.5)	19,763	(▲ 5.5)	20,966	(▲ 4.5)
全求職者における 構成比	61.6%	(▲ 1.9)	61.7%	(▲ 1.7)	62.7%	(▲ 1.2)	62.5%	(▲ 0.8)	61.9%	(▲ 1.1)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.平成29年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職 14,142 有効求人 16,493 求人倍率 1.17	14,274 16,181 1.13	14,045 16,323 1.16	13,394 15,886 1.19	13,265 15,957 1.20	13,527 16,141 1.19	13,810 16,930 1.23	13,122 17,080 1.30	11,663 16,452 1.41	11,651 16,463 1.41	11,783 17,662 1.50	12,686 17,873 1.41	157,362 199,441 1.27
北薩地域	有効求職 4,509 有効求人 5,446 求人倍率 1.21	4,421 5,302 1.20	4,298 5,168 1.20	4,146 5,209 1.26	4,227 5,302 1.25	4,240 5,424 1.28	4,244 5,544 1.31	4,089 5,388 1.32	3,885 5,395 1.39	4,040 5,502 1.36	4,192 5,866 1.40	4,461 6,193 1.39	50,752 65,739 1.30
川内	有効求職 2,328 有効求人 2,611 求人倍率 1.12	2,289 2,475 1.08	2,192 2,381 1.09	2,138 2,414 1.13	2,165 2,515 1.16	2,121 2,660 1.25	2,148 2,774 1.29	2,058 2,617 1.27	1,952 2,660 1.36	2,028 2,709 1.34	2,072 2,893 1.40	2,175 3,115 1.43	25,666 31,824 1.24
出水	有効求職 1,684 有効求人 2,163 求人倍率 1.28	1,653 2,200 1.33	1,638 2,159 1.32	1,567 2,169 1.38	1,599 2,168 1.36	1,662 2,147 1.29	1,664 2,137 1.28	1,614 2,107 1.31	1,536 2,089 1.36	1,628 2,123 1.30	1,705 2,191 1.29	1,815 2,276 1.25	19,765 25,929 1.31
宮之城	有効求職 497 有効求人 672 求人倍率 1.35	479 627 1.31	468 628 1.34	441 626 1.42	463 619 1.34	457 617 1.35	432 633 1.47	417 664 1.59	397 646 1.63	384 670 1.74	415 782 1.88	471 802 1.70	5,321 7,986 1.50
大隅地域	有効求職 4,846 有効求人 5,424 求人倍率 1.12	4,786 5,272 1.10	4,528 5,135 1.13	4,328 5,254 1.21	4,347 5,447 1.25	4,231 5,604 1.32	4,123 5,664 1.37	3,975 5,408 1.36	3,652 5,216 1.43	4,008 5,554 1.39	4,265 5,653 1.33	4,584 5,761 1.26	51,673 65,392 1.27
鹿屋	有効求職 3,135 有効求人 3,599 求人倍率 1.15	3,068 3,534 1.15	2,924 3,428 1.17	2,854 3,541 1.24	2,862 3,624 1.27	2,802 3,778 1.35	2,726 3,760 1.38	2,656 3,673 1.38	2,423 3,459 1.43	2,572 3,705 1.44	2,671 3,683 1.38	2,900 3,816 1.32	33,593 43,600 1.30
大隅	有効求職 1,711 有効求人 1,825 求人倍率 1.07	1,718 1,738 1.01	1,604 1,707 1.06	1,474 1,713 1.16	1,485 1,823 1.23	1,429 1,826 1.28	1,397 1,904 1.36	1,319 1,735 1.32	1,229 1,757 1.43	1,436 1,849 1.29	1,594 1,970 1.24	1,684 1,945 1.15	18,080 21,792 1.21
南薩地域	有効求職 4,369 有効求人 4,119 求人倍率 0.94	4,399 4,338 0.99	4,379 4,419 1.01	4,094 4,211 1.03	4,047 4,303 1.06	4,087 4,606 1.13	4,153 4,859 1.17	4,030 4,894 1.21	3,752 4,890 1.30	3,886 4,756 1.22	3,997 4,857 1.22	4,197 4,925 1.17	49,390 55,177 1.12
加世田	有効求職 1,642 有効求人 1,483 求人倍率 0.90	1,672 1,605 0.96	1,658 1,623 0.98	1,519 1,498 0.99	1,475 1,520 1.03	1,480 1,597 1.08	1,529 1,704 1.11	1,505 1,721 1.14	1,418 1,710 1.21	1,433 1,751 1.22	1,487 1,756 1.18	1,578 1,743 1.10	18,396 19,711 1.07
伊集院	有効求職 1,624 有効求人 1,386 求人倍率 0.85	1,636 1,469 0.90	1,680 1,572 0.94	1,596 1,486 0.93	1,586 1,462 0.92	1,604 1,717 1.07	1,614 1,847 1.14	1,555 1,922 1.24	1,433 1,963 1.37	1,506 1,708 1.13	1,523 1,731 1.14	1,588 1,742 1.10	18,945 20,005 1.06
指宿	有効求職 1,103 有効求人 1,250 求人倍率 1.13	1,091 1,264 1.16	1,041 1,224 1.18	979 1,227 1.25	986 1,321 1.34	1,003 1,292 1.29	1,010 1,308 1.30	970 1,251 1.29	901 1,217 1.35	947 1,297 1.37	987 1,370 1.39	1,031 1,440 1.40	12,049 15,461 1.28
始良地域	有効求職 5,140 有効求人 5,613 求人倍率 1.09	5,207 5,755 1.11	5,139 5,778 1.12	4,803 5,538 1.15	4,727 5,584 1.18	4,858 5,792 1.19	5,018 6,040 1.20	4,783 6,559 1.37	4,460 6,342 1.42	4,649 6,343 1.36	4,966 6,305 1.27	5,314 6,416 1.21	59,064 72,065 1.22
国分	有効求職 4,378 有効求人 4,866 求人倍率 1.11	4,446 5,024 1.13	4,382 5,046 1.15	4,116 4,855 1.18	4,064 4,920 1.21	4,160 5,104 1.23	4,279 5,350 1.25	4,078 5,872 1.44	3,773 5,643 1.50	3,933 5,621 1.43	4,219 5,542 1.31	4,542 5,621 1.24	50,370 63,464 1.26
大口	有効求職 762 有効求人 747 求人倍率 0.98	761 731 0.96	757 732 0.97	687 683 0.99	663 664 1.00	698 688 0.99	739 690 0.93	705 687 0.97	687 699 1.02	716 722 1.01	747 763 1.02	772 795 1.03	8,694 8,601 0.99
熊毛地域	有効求職 616 有効求人 702 求人倍率 1.14	623 672 1.08	750 676 0.90	721 690 0.96	598 693 1.16	590 715 1.21	548 714 1.30	509 675 1.33	509 714 1.40	535 703 1.31	519 671 1.29	534 663 1.24	7,052 8,288 1.18
奄美地域	有効求職 1,981 有効求人 1,655 求人倍率 0.84	1,910 1,571 0.82	1,780 1,612 0.91	1,706 1,627 0.95	1,688 1,640 0.97	1,717 1,612 0.94	1,725 1,617 0.94	1,625 1,607 0.99	1,573 1,732 1.10	1,648 1,778 1.08	1,879 2,118 1.13	2,103 2,190 1.04	21,335 20,759 0.97
県計	有効求職 35,603 有効求人 39,452 求人倍率 1.11	35,620 39,091 1.10	34,919 39,111 1.12	33,192 38,415 1.16	32,899 38,926 1.18	33,250 39,894 1.20	33,621 41,611 1.23	32,133 40,741 1.29	29,494 40,741 1.38	30,417 41,099 1.35	31,601 43,132 1.36	33,879 44,021 1.30	396,628 486,861 1.23

※地域別: 安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島

北薩地域・・・川内、出水、宮之城

大隅地域・・・鹿屋、大隅

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

始良地域・・・国分、大口

熊毛地域・・・熊毛

奄美地域・・・名瀬

※(参考) 1～4及び7については昭和38年4月より、5については昭和28年1月より、6については鹿児島局は平成19年1月より統計開始

新規高等学校卒業予定者に係る求人受付開始

高校生の求人受付が6月1日（金）から開始されます。

求人受付開始を控え、明日5月30日（水）に県、県教育委員会、国（鹿児島労働局）の合同で、経済団体5団体を訪問し、来春の新規学卒者の採用枠確保及び求人の早期提出についての要請書を手渡して、各団体の会員企業への周知をお願いすることとしています。

高校生が応募先を選択する場合、高校生の採用選考が開始される9月16日に向けて、夏休み期間中に、本人、保護者、教職員の三者で応募先を検討する傾向にあるため、夏休み前に提出された求人が真っ先に検討の対象となっているものと思われます。

全国的に有効求人倍率は上昇傾向が継続しており、人手不足感から企業全体として採用意欲が高まっていることから、来春の新規学卒者の人材確保のためにも、求人の早期提出をお願いいたします。

（鹿児島労働局 職業安定部 訓練室）

障害者雇用促進及び職場定着に向けた取り組みについて

平成30年4月から障害者の雇用義務対象に精神障害者が追加され、法定雇用率が引き上げられました。

県内の障害者雇用義務のある民間の企業のうち4割近くが法定雇用率を達成していない中、明日5月30日（水）に県、国（鹿児島労働局）の合同で、経済団体5団体を訪問し、障害者雇用促進及び職場定着に向けた取り組みについての要請書を手渡して、各団体の会員企業への周知をお願いすることとしています。

鹿児島労働局では、地域の関係機関と連携したチームによる就職から定着までの一貫した支援や、就職面接会の開催や精神・発達障害者しごとサポーターの養成など障害者雇用率の引き上げに対応した障害者の雇用促進に取り組んでいきます。

（鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課）

平成30年度全国安全週間説明会を開催します

平成30年度全国安全週間（7月1日～7日）に関する説明会を実施
全国安全週間の準備期間（6月）に、県内39箇所で開催します。

7月1日から、「新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災」をスローガンとする第91回全国安全週間が始まります。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、一度の中断もなく続けられ、今年で91回目を迎えます。

鹿児島労働局管内では、全国安全週間準備期間である6月1日から6月30日までの間に、管内5箇所の労働基準監督署と安全関係団体との協賛により、県内の39会場（平成30年度全国安全週間説明会日程表参照）で安全週間説明会を開催し、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動が着実に実施されるよう、指導・啓発に取り組めます。

また、6月は「STOP！転倒災害プロジェクト」の重点取組期間であることから、併せて安全週間説明会において指導・啓発に取り組めます。

- 資料1 平成30年度全国安全週間実施要綱
2 平成30年度全国安全週間説明会日程表
3 STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱及びリーフレット

（労働基準部健康安全課）

平成 30 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 91 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成 29 年の労働災害については、死亡災害が 3 年ぶり、休業 4 日以上之死傷災害が 2 年連続で、前年を上回る見込みである。

また、第 13 次労働災害防止計画が平成 30 年度を初年度として新たに展開されることを踏まえ、働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成 30 年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災

2 期 間

平成 30 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成 30 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。

- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの普及促進

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

(ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

ウ 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

(イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

(イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

イ 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

(イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - (エ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ 熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症 クールワークキャンペーン）
 - (ア) WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
 - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施

平成30年度 全国安全週間説明会日程表

	日 時	業 種	主催者	会 場
鹿児島署管内	6月7日(木)10時30分～	建設	建災防	指宿建設会館
	6月7日(木)13時30分～	一般	基準協会	指宿市民会館
	6月8日(金)13時30分～	一般	基準協会	ホテルアクアくしきの (旧シーサイドガーデンさのさ)
	6月11日(月)10時00分～	建設	建災防	南薩建設業会館
	6月12日(火)13時30分～	一般	基準協会	鹿児島総合卸商業団地協同組合
	6月13日(水)10時00分～	建設	建災防	鹿児島県建設センター
	6月14日(木)10時00分～	建設	建災防	凌雲閣
	6月15日(金)13時30分～	一般	基準協会	鹿児島県歴史資料センター黎明館
	6月18日(月)13時30分～	一般	基準協会	南さつま市総合保健福祉センターふれあいかせだ
	6月18日(月)13時30分～	建設	建災防	種子島建設会館
	6月19日(火)10時00分～	一般	基準協会	種子島建設会館
	6月19日(火)13時30分～	一般	基準協会	南薩地域地場産業振興センター
	6月20日(水)13時30分～	建設	建災防	屋久島建設会館
	6月21日(木)10時00分～	一般	基準協会	屋久島環境文化村センター
	6月22日(金)10時00分～	建設	建災防	口置建設会館
	6月26日(火)13時30分～	建設	建災防	建築会館
川内署管内	6月8日(金)13時30分～	建設	建災防	宮之城建設会館
	6月11日(月)10時00分～	建設	建災防	出水建設会館
	6月12日(火)10時00分～	建設	建災防	川内建設会館
	6月12日(火)13時30分～	一般	基準協会	薩摩川内市国際交流センター
	6月13日(水)14時00分～	一般	基準協会	出水市中央公民館
	6月15日(金)10時30分～	建設	建災防	甕島建設会館
鹿屋署管内	6月5日(火)14時00分～	一般	基準協会	鹿屋市中央公民館
	6月22日(金)13時30分～	一般	基準協会	志布志市市民文化会館
	6月7日(木)13時30分～	建設	建災防	錦江町中央公民館
	6月13日(水)10時30分～	建設	建災防	曾於建設会館
	6月15日(金)13時30分～	建設	建災防	鹿屋建設会館
加治木署管内	6月7日(木)10時00分～	建設	建災防	大口建設会館
	6月7日(木)14時00分～	一般	基準協会	伊佐市文化会館
	6月8日(金)10時00分～	建設	建災防	始良郡建設会館
	6月8日(金)14時00分～	一般	基準協会	加音ホール
	6月12日(火)10時00分～	建設	建災防	栗野建設会館
名瀬署管内	6月8日(金)13時30分～	全業種	合同	瀬戸内建設会館
	6月12日(火)10時00分～	全業種	合同	与論町中央公民館
	6月13日(水)10時00分～	全業種	合同	和泊町中央公民館
	6月15日(金)10時00分～	建設業以外	基準協会	奄美振興会館(奄美文化センター)
	6月18日(月)10時00分～	建設業	建設業協会	奄美建設会館
	6月20日(水)13時30分～	全業種	合同	徳之島建設会館
	6月25日(月)14時00分～	全業種	合同	喜界町中央公民館



ST[○]OP! 転倒災害

プロジェクト

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!



まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。
危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

切り取り線

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。 **STOP! 転倒** **検索**

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 **転倒災害は最も多い労働災害!**

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

特徴2 **特に高齢者で多く発生!**

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

特徴3 **休業1か月以上が約6割!**

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り <主な原因> - 床が滑りやすい素材である。 - 床に水や油が飛散している。 - ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	つまずき <主な原因> - 床の凹凸や段差がある。 - 床に荷物や商品などが放置されている。	踏み外し <主な原因> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
--	---	--

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
- 歩行場所に物を放置しない - 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く - 床面の凹凸、段差などの解消	- 時間に余裕を持って行動 - 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 - 足元が見えにくい状態で作業しない	- 作業に適した靴の着用 - 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 - 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」

STOP! 転倒

検索

梅雨時期の土砂崩壊等による労働災害の防止に取り組めます

国及び県の発注機関並びに建設業関係団体等に対し梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止対策の徹底を要請

鹿児島地方気象台より、5月7日頃に奄美地方が梅雨入りしたとみられるとの発表があり、鹿児島県本土でもこれから梅雨の時期となります。この時期は、大雨等による土砂崩壊災害が発生する懸念があり、また、これに伴う災害復旧工事等も行われます。

この時期をとらえ、鹿児島労働局は、国及び県の発注機関並びに建設業関係団体等に対し、梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止対策の徹底を要請しました。

梅雨時期は、建設工事現場における土砂崩壊等による労働災害の発生が懸念されるため、鹿児島労働局では、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」等を踏まえ、その日の作業を開始する前や降雨後の作業再開時に、作業箇所の事前点検や避難措置等の各種対策を講じるよう、関係団体等を通じた周知啓発や指導を実施してまいります。

資料 梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止について（要請文(写)）

（労働基準部健康安全課）

鹿労発基 0521 第 1 号
平成 30 年 5 月 21 日

建設工事発注機関の長 殿

鹿児島労働局長

梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より建設工事における労働災害の防止につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、奄美地方は既に梅雨入りしたとの報道があり、今後、県本土においても梅雨入りすることが予想されますが、例年、この時期には大雨等による土砂崩壊災害等が発生し、さらにはこれらの災害に伴う災害復旧工事等も行われること等から、他の時期に比べ、建設現場における労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、常日頃から、地山の崩壊等による危険の防止対策を確実に講じることがもちろん、特に、この梅雨期における建設現場の土砂崩壊等による労働災害防止対策に万全を期すためにも、別紙の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」等を参考にいただき、適正な工事発注及び現場の指導等に御配意いただきますようお願いいたします。

なお、この時期、落雷による労働災害発生も懸念されますので、気象情報等を早期に把握し、入手した気象情報等に基づく避難又は作業中断等の的確な措置を講じることにつきましても、併せて御指導いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先；労働基準部健康安全課)

鹿労発基 0521 第 1 号
平成 30 年 5 月 21 日

建設関係業界団体の長 殿

鹿児島労働局長

梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より建設工事における労働災害の防止につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、奄美地方は既に梅雨入りしたとの報道があり、今後、県本土においても梅雨入りすることが予想されますが、例年、この時期には大雨等による土砂崩壊災害等が発生し、さらにはこれらの災害に伴う災害復旧工事等も行われること等から、他の時期に比べ、建設現場における労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、常日頃から、地山の崩壊等による危険の防止対策を確実に講じることがもちろん、特に、この梅雨期における建設現場の土砂崩壊等による労働災害防止対策に万全を期すためにも、貴傘下の会員に対し、別紙の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」等の周知及び現場パトロールの実施等の取り組みについて、御指導いただきますようお願いいたします。

なお、この時期、落雷による労働災害発生も懸念されますので、気象情報等を早期に把握し、入手した気象情報等に基づく避難又は作業中断等の的確な措置を講じることにつきましても、併せて御指導いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先；労働基準部健康安全課)

土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項

1 土砂崩壊災害防止対策

- (1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、降雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。【労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第 355 条】
- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン(別添 1、以下「斜面ガイドライン」という。)]】
- (3) 土砂崩壊による災害の防止には、亀裂の進展、連続した小石の落石等の崩壊の兆候を感知することが重要であるので、斜面ガイドラインの「変状時点検表」(別添 1 の別紙 3)を活用し、斜面の状態を適切に点検すること。
- (4) 掘削の作業に当たっては、点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて、浮石及びき裂の有無及び状態、含水及び湧水の状態の変化等の点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。【安衛則第 358 条】
- (5) 土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。【安衛則第 361 条】
- (6) 日常点検、変状時の点検を確実に行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。【斜面ガイドライン】
- (7) 地山の掘削作業においては、地山の種類及び掘削面の高さに応じた安全こう配を確保すること。【安衛則第 356、357 条】
- (8) 掘削面の高さが 2 m 以上となる地山の掘削においては、「地山掘削作業主任者」を選任し、その者に作業の方法の決定、作業の直接指揮等を行わせること。【安衛則第 359～360 条】
- (9) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)から(8)に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

2 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。【安衛則第 575 条の 9】

- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を設定し、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。【土石流による労働災害防止のためのガイドライン(別添2、以下「土石流ガイドライン」という。)]
- (3) 土石流等の発生を検知するため、土石流検知機器をその特性、地形条件、管理操作性等に十分留意し選定すること。また、必要に応じ監視カメラを併用すること。検知機器の設置場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。
- ア 河川の状況に応じ支川において発生・流下してくる土石流を監視できること。
- イ 検知機器の設置場所から作業場所まで土石流が到達するまでに全ての労働者が退避できること。
- ウ 検知機器の点検を適切に実施すること。
- 【土石流ガイドライン】
- (4) 土石流の前兆として小石の落石、河川の水量の増加が発生することがあるので、これに留意すること。また、土砂災害警戒情報を常時確認するとともに、降雨量を把握し、土石流災害が発生するおそれが高まった場合には直ちに作業を中止し、速やかに安全な場所に退避すること。
- なお、一般に土石流は表層崩壊によるものが多いが、深層崩壊による土石流は斜面が森林であっても発生することがあることから、上流が森林であっても十分に警戒すること。【土石流ガイドライン】
- (5) 警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。【安衛則第 575 条の 14、第 575 条の 15】

3 その他

- (1) 地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。また、地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。【安衛則第 534 条】
- (2) 大雨等により土砂崩壊等発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止して、労働者を安全な場所に退避させること。【斜面ガイドライン】
- (3) 降雨後の工事の再開に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について、き裂の有無及び湧水の状況等について、あらかじめ十分な調査を行い、安全を確保した上で作業を行うこと。
- (4) 小規模な掘削作業を伴う上下水道工事においては、労働者が溝内に立ち入る前に適切な土止め支保工を設置する「土止め先行工法」を積極的に導入すること。

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン

第1 趣旨・目的

道路工事、砂防工事等に伴う大規模な地山の掘削作業においては、斜面の安定性の観点から、通常は事前に詳細な地質調査が行われ、当該調査により把握した地質の状況と掘削高さによって事前に掘削勾配が決定される。しかし、各種工事の実施に伴う中小規模の地山の掘削作業では、十分な地質調査が事前になされておらず、施工開始後に設計図書が地質の状況を適切に反映していないことが判明する場合もある。また、掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながり、労働災害が発生する場合がある。

このような労働災害を防止するため、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 355 条では、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所等について調査することが事業者（以下「事業者」という。）に義務付けられており、また、第 358 条では、明かり掘削の作業を行う場合には、点検者を指名し、日々の地山の点検を実施すること等が事業者（以下「事業者」という。）に義務付けられている。そして、斜面崩壊による労働災害の防止を図るためには、点検により地山の状況を的確に把握すること及び工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性に関する情報を共有することが必要不可欠である。

このため、本ガイドラインは、主に、事業者（施工者）が発注者から請け負って行う明り掘削のうち斜面掘削を伴う工事（以下「斜面掘削工事」という。）に関して、安衛則第 355 条の調査及び第 358 条の点検のより適切な実施方法、施工者が発注者及び設計者と協力して斜面崩壊の危険性に関する情報を共有するために実施することが望ましい方法及びそれらの留意事項を示すこととする。

本ガイドラインにより、工事関係者が斜面崩壊による災害防止のために必要な対策を適切に実施することを促進し、もって斜面崩壊による労働災害の防止に資することとする。

第2 適用対象

本ガイドラインは、次の 1 の工事に伴う 2 の作業に適用する。

1 適用する工事

主に中小規模の斜面掘削工事を対象とする。ただし、大規模な掘削工事に本ガイドラインを適用することも差支えない。（土止め先行工法によるものを除く。）

2 適用する作業

(1) 設計者の作業

斜面の設計

(2) 施工者の作業

手掘り又は機械掘りによる斜面の掘削作業、擁壁工事等に伴う床掘り、型枠の組立・解体、床均し、丁張り、ブロック積み、コンクリート打設の作業等及びその施工管理

第3 用語の定義

本ガイドラインで使用する主な用語の定義は、労働安全衛生関係法令で規定されているもののほか、次によるものとする。

1 斜面等に関する定義

(1) 「斜面」とは、自然又は人工的に形成された傾斜している地山の面をいう。

(2) 「切土部」とは、工事の対象となる斜面のうち、掘削し、地山の土砂を取り去る部分をいう。

(3) 「残斜面」とは、工事の対象となる斜面のうち、掘削せずに傾斜を残しておく部分をいう。

(4) 「斜面崩壊」とは、斜面を形成する地山が安定性を失い崩壊することをいう。

(5) 中小規模の斜面掘削作業とは、切土部の掘削高さが概ね 1.5 メートル以上 10 メートル以下の斜面の掘削作業をいい、大規模な斜面掘削作業とは、切土部の掘削高さが概ね 10 メートルを超える斜面の掘削の作業をいう。

ただし、土止め先行工法による作業の場合はこの限りではない。

(6) 「ハード対策」とは、斜面崩壊の前兆である斜面の変状の進行を防止するための対策のうち、斜面を補強する等の工事計画の変更を伴うものをいう。

なお、「変状」とは、普通とは異なる状態のことであり、ここでは斜面崩壊の前兆現象として、

斜面自体に亀裂、はらみ等が発生している状態をいう。

2 設計業務・工事関係者等に関する定義

- (1)「発注者」とは、仕事を他の者から請け負わずに注文する者をいい、公的機関、民間機関及び個人のいずれも含むものとする。
- (2)「調査者」とは、発注者が調査業務を外注した場合における当該調査業務を行う建設関連業者（測量業者、地質調査業者、建設コンサルタント等）をいう。
- (3)「設計者」とは、発注者が設計業務を外注した場合における当該設計業務を行う建設関連業者（建設コンサルタント等）をいう。
- (4)「施工者」とは、斜面掘削工事を実際に行う者のことといい、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 条。以下「安衛法」という。）第 15 条に規定する元方事業者及び関係請負人がある場合には双方を含むものとする。
なお、発注者が施工業務を外注せず、当該発注者の施工担当部署が施工する場合には、本ガイドラインにおいては発注者と施工者の両方に該当するものとして取り扱う。
- (5)「点検者」とは、下記 3 の点検表による点検を行う者をいう。安衛則第 358 条に基づいて施工者が選任する点検者に加え、調査者及び設計者が点検を実施する場合における当該点検を行う者も含むものである。
- (6)「確認者」とは、点検者が行った点検内容に不備等が無いかを確認し、対応について判断する者をいう。点検者とは異なり、法令上、その選任が義務付けられているものではないが、調査者、設計者又は施工者が選任する確認者のいずれも含むものである。なお、確認者の選任に当たっては、点検者とは異なる者を選任するものとする。
- (7)「安全性検討関係者会議」とは、施工者が、変状の進行を確認した際に、斜面の状況を共有し、ハード対策等の実施の必要性を検討するために施工者が発注者に参加を要請して行う会議をいう。

3 点検表等に関する定義等

- (1)「点検表」とは、掘削する地山の状況を把握するため、設計者又は施工者が、目視等により点検を実施する場合の点検項目を一覧表にしたものをいい、以下の 3 種類がある。

- ・設計・施工段階別点検表（別紙 1）
- ・日常点検表（別紙 2）
- ・変状時点検表（別紙 3）

3つの点検表の目的、点検時期は以下の①から③までのとおりであり、これらの点検表の使用単位は、地層ごととする。ただし、斜面の幅が長く、1枚の点検表を当該地層に適用することが困難な場合には、幅 20 メートル単位を目安として点検表を使用するものとする。

なお、日常点検表（②のア、ウ及びエの点検時期に限る。）は、安衛則第 358 条第 1 号において施工者に義務付けられている点検に係る事項であり、その他は、点検の実施が望ましいものとして点検表を示すものである。

① 設計・施工段階別点検表

設計及び施工工程の各段階において、地形、地質状況等の斜面崩壊に関する地盤リスクの有無を確認し、安全に作業ができる掘削勾配であるかを確認するために使用するもの。

点検時期は、次のとおりである。

ア 設計時、イ 施工計画時、ウ 丁張設置時、エ 掘削作業前
オ 掘削作業終了時

② 日常点検表

施工段階において、斜面崩壊の前兆である斜面の変状を発見するために使用するもの。

点検時期は、次のとおりである。

ア 毎日の作業開始前、イ 毎日の作業終了時、ウ 大雨時
エ 中震（震度 4）以上の地震の後 等

③ 変状時点検表

日常点検表で変状を確認した場合、変状の推移を観察し、斜面崩壊の危険性の有無を確認するために使用するもの。

点検は、変状の状況に応じて、必要な頻度で実施する。

- (2)「異常時対応シート」とは、施工者が、変状時点検表により変状の進行を確認した場合に、発

注者に当該斜面の異常、安全措置の状況等を元請事業者、発注者等に報告するため作成するシート（別紙4）をいう。

第4 発注者、設計者及び施工者の協力等の必要性

斜面掘削工事は、多様な工法により実施され、関連作業も数多いことから、斜面掘削工事を安全に実施するためには、事前に斜面を形成する地山の状況を的確に把握し、その結果を設計・施工工程に反映することが必要である。

しかしながら、あらかじめ掘削箇所の全ての地質を把握することは困難であり、実際に掘削して初めて地山の状況が明らかになることも少なからずある。

このため、施工者は、施工途中で新たな地盤リスクが判明した場合には、その情報を速やかに発注者及び、設計者と情報を共有した上で、必要な対策について検討を行い、適切な措置を講じることが重要である。このとき、必要に応じ情報共有の対象に調査者を含めるものとする。

これらについては、安衛法第31条の4により発注者は、「その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない」とされていること及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において「設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとする。」とされていることに留意すること。

設計者、施工者等は、それぞれ、安衛則の規定、当該ガイドライン等に基づき、それぞれが第5及び第6に示す事項を確実に実施するとともに、平素より相互にコミュニケーションを円滑にし、適切に情報共有できるよう特に留意する必要がある。

第5 設計者が設計を実施するに当たっての留意事項等

（1）的確な事前調査及び点検の実施

設計者は、工事の対象となる斜面の地山の地質の状況（土・岩質区分）、地盤条件（斜面の安定性）等を適切に把握するため、調査者に実施させることも含め、必要に応じて文献調査、地表地質踏査、ボーリング等による地質調査等により事前調査を実施すること。

また、点検の実施に当たっては、設計者（点検を調査者に実施させる場合は調査者も含む）は、点検者を選任し、設計・施工段階別点検表により斜面の状態を点検させるとともに、確認者を選任して点検者が行った点検内容に不備等が無いかを確認すること。設計者は、設計・施工段階別点検表を発注者に提出するとともに、必要な対応を取ること。

（2）適切な詳細設計の実施

設計者は、事前調査及び点検の結果を踏まえ、工事数量算出要領及び各種設計基準・指針に照らして工法、掘削勾配等の詳細設計を検討すること。詳細設計の検討に当たっては、安衛法第31条の4の規定に留意し、安衛則に規定された勾配での掘削とする等、安衛法又はこれに基づく命令の規定を遵守した設計とすること。

（3）安全性検討関係者会議への参加

施工者から発注者に異常時対応シートが提出され、発注者から安全性検討関係者会議への参加を要請された場合は、同会議に出席すること。

第6 施工者の実施事項

1 元方事業者が実施すべき事項

（1）統括安全衛生管理体制の確立及び適切な統括安全衛生管理の実施

元方事業者は、現場の規模に応じて統括安全衛生責任者を選任する等により、安衛法に基づく統括安全衛生管理体制を確立するとともに、特に安衛法第30条第1項第1号から第3号までに規定する次の事項に重点を置き、斜面掘削工事現場での統括安全衛生管理を徹底しなければならない。

① 協議組織を設置し、その会議を定期的開催して、斜面に関する情報を共有する。

② 毎作業日に、関係請負人が行う作業の連絡・調整を随時行う。

③ 毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視する。

(2) 作業主任者の選任

元方事業者が自ら2m以上の高さの斜面を掘削する作業を行うときには、安衛則第359条の規定に基づき、地山の掘削作業主任者を選任し、その者の指揮により、当該作業を行わなければならない。

(3) 関係請負人に対する技術上の指導等

元方事業者は、安衛法第29条の2の規定に基づき、工事を実施する関係請負人がその場所に係る危険を防止するための措置を適正に講ずるとともに、第30条第1項第4号の規定に基づき、関係請負人が、点検者に対して適切に知識を付与できるよう、技術上の指導、必要な資材、場所等の提供等を実施しなければならない。

(4) 掘削作業を行う箇所の調査

施工者は、安衛則第355条の規定に基づき、地山の掘削作業を行う箇所の調査を行わなければならない。

なお、発注者、調査者又は設計者が同条に規定する「適当な方法」によって行った調査結果を調べることも同条に規定する「適当な方法」による調査に含まれることとされている。

(5) 点検の実施

元方事業者が自ら掘削の作業を行う場合には、安衛則第358条の規定に基づき、点検者を指名して、作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後に斜面の状況を点検させなければならない。点検に当たっては、日常点検表を使用すること。

(6) 点検結果を踏まえた危険防止のための措置の実施

元方事業者は、点検者による点検結果を踏まえ、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合は、安衛則第361条の規定に基づき、当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

2 元方事業者が実施することが望ましい事項

(1) 適切な施工計画書の作成

元方事業者は、発注者から示された仕様書、発注者から得られた斜面の地盤条件の情報等や設計者による設計・施工段階別点検表等の点検結果、自ら実施した現地踏査時の点検結果、必要に応じて自ら実施する地質調査、過去に周辺で行われた類似工事の施工情報及び施工の安全性を十分考慮し、安衛法第28条の2の規定に基づくリスクアセスメントを実施した上で、(2)から(5)の事項を含んだ施工計画書を作成し、発注者に提出すること。

(2) 適切な施工費等の計上

当該変更工事の一部を関係請負人に請け負わせるに当たっては、安全対策に要する経費を含む適切な経費を計上すること。

(3) 斜面の点検及び確認の適切な実施、点検結果に基づく措置等

元方事業者は、点検者を選任し、第3の3の(1)の①のイからオの各段階においては設計・施工段階別点検表により、②のアからエの時期においては日常点検表により、日常点検表で変状を確認した場合は変状時点検表により、斜面の状態を点検させるとともに、確認者を選任して点検者が行った点検内容に不備等がないかを確認し、斜面の状況に応じて適切な措置（関係請負人に対する必要な指示を含む。）を講ずること。

点検者の選任に当たっては、各種点検が適切に実施されるよう、必要な知識を有する適切な点検者を選任すること。今後、点検者に選任する可能性のある自らの労働者に対しては、あらかじめ必要な知識を付与した上で、十分に点検の補助等の実務経験を積ませるよう留意すること。

また、確認者については、統括安全衛生責任者又はこれに準ずる者を確認者を選任すること。

(4) 異常時対応シートの作成及び発注者への報告

変状時点検で変状の進行を確認した場合、異常時対応シートを作成し、当該斜面の異常、安全措置の状況等を発注者に報告すること。

(5) 安全性検討関係者会議の開催及びその結果を受けた工事の変更

元方事業者は、異常時対応シートを作成し、発注者に報告した場合、安全性検討関係者会議を開催し、発注者に参加を要請して、異常時対応シート記載事項により報告した斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。労働災害防止のための措置が決定された場合には、施工計画書を変更し、当該変更された施工計画書に基づき工

事を実施すること。

3 関係請負人が実施すべき事項

(1) 安全衛生管理体制の確立

元方事業者の構築する上記1(1)の統括安全衛生管理体制に対応し、安全衛生責任者等を選任するとともに、安衛法第32条第1項の規定に基づき、上記1(1)①から③までの措置に応じて、統括安全衛生責任者と必要な連絡調整を行い、特に斜面に関する情報を適切に把握する等、必要な措置を講じなければならない。

(2) 掘削作業を行う箇所の調査

施工者は、安衛則第355条の規定に基づき、地山の掘削作業を行う箇所の調査を行わなければならない。

なお、発注者、調査者又は設計者が同条に規定する「適当な方法」によって行った調査結果を調べることも同条に規定する「適当な方法」による調査に含まれることとされている。

(3) 作業主任者の選任

2m以上の高さの斜面を掘削する作業を行うときには、安衛則第359条の規定に基づき、地山の掘削作業主任者を選任し、その者の指揮により、当該作業を行わなければならない。

(4) 斜面の点検、確認のための報告、点検結果に基づく措置の実施等

関係請負人は、安衛則第358条の規定により、点検者を指名して、作業を開始する前、大雨の後及び中心以上の地震の後には斜面の状況を点検させなければならない。点検に当たっては、日常点検表を使用すること。

4 関係請負人が実施することが望ましい事項

関係請負人は、2の(1)から(5)の事項を、元方事業者とも連携して実施すること。

5 元方事業者及び関係請負人が実施すべき事項

(1) 安全衛生教育の確実な実施

元方事業者及び関係請負人は、発注者や関係団体の協力を得て、作業に従事する労働者に対して計画的な安全衛生教育を実施する。また、新規入場者に対する教育を確実に実施しなければならない。

(2) 緊急時の退避

元方事業者及び関係請負人は、変状が極めて早く進行し、斜面崩壊による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させなければならない。

6 元方事業者及び関係請負人が実施することが望ましい事項

(1) リスクアセスメントの実施

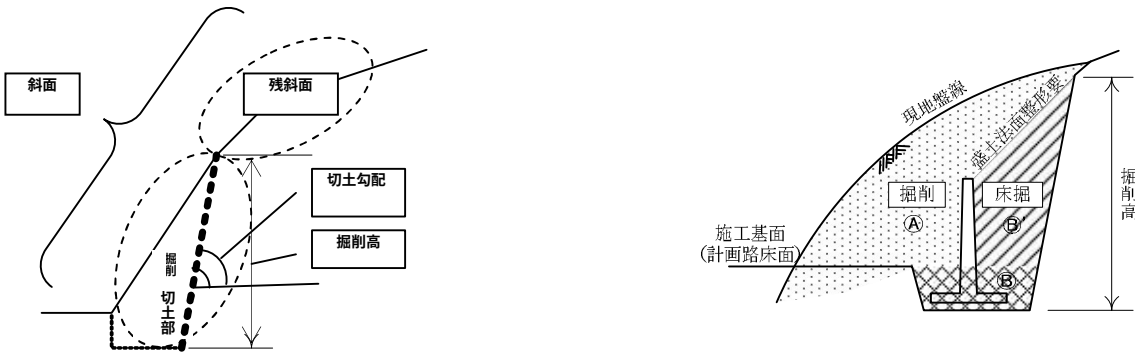
元方事業者及び関係請負人は、リスクアセスメントを実施した上で、元方事業者の作成する施工計画書及び元方事業者が作成する作業箇所の状況に応じた作業計画を作成し、その作業計画に基づき作業を行うこと。なお、関係請負人が作業計画を作成するに当たって活用できるよう、元方事業者は自ら行ったリスクアセスメントの結果や、必要に応じて発注者の実施した事前調査及び点検の結果、施工計画書において安全確保上留意した事項に関する情報等を提供すること。

(2) 避難訓練の実施

元方事業者及び関係請負人は、斜面崩壊による労働災害を防止するため、工事の各作業（上記第2の2の(2)の各作業をいう。）を行うに当たり、関係請負人を含めた避難訓練を1回以上実施すること。避難訓練においては、斜面崩壊が発生した際にすべての労働者が安全に避難できることを確認するとともに、避難訓練の結果を検討し、必要に応じて避難の方法を改善すること。

- 1．この点検表は、掘削する地山の露頭（①調査・設計、②施工計画）、表面（③丁張り）、内部（④掘削作業前時 ⑤掘削終了時）と斜面の状況が確認できる状態ごとに特に注意の必要な切土部の調査項目をチェックするためのものである。1項目でも「有」があれば安全性の検討を行い、安全な切土こう配とするなど、施工の安全性を確保してから次の段階に進む。
- 2．この点検表は主に切土部の掘削高さが概ね10メートル以下の掘削作業に用いる。

工事箇所名				有無未に○印をつける： 有＝現象がある / 無＝現象がない / 未＝未確認（確認できない）				
位置	要因	項目	現象（確認内容）	①調査・設計	②施工計画	③丁張	掘削	
							④作業前時	⑤終了時
残斜面	地形	地すべり地	亀裂、段差、等高線の乱れ等がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		浮石・転石	不安定な状況にある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		オーバーハング	新鮮な崩壊が認められる	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	周辺状況	植生	周辺の植生と異なるまたは竹林等がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		構造物	クラックなどの変状がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
切土部	地質等 (土・岩質)	崩積土・強風化斜面	不均一で軟弱な土質である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		砂質土等	特に浸食に弱い土質である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		風化が速い岩	表層から土砂化する岩である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		割れ目の多い岩	亀裂が多く、もろい岩である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	構造	流れ盤	流れ盤亀裂で簡単にはく離する	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		破碎帯など	すべる可能性がある弱層がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	湧水	地下水	常時・多量の湧水、湧水に濁り がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	凍結	凍結融解	凍結・融解が著しく起こる	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	災害記録	斜面崩壊	近傍工事箇所で崩壊履歴がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
備考	「有」と記入した場合、状況や対応を記入する。							
月/日 点検者サイン				/	/	/	/	/
施工の安全性の確保ができている 月/日 確認者サイン				/	/	/	/	/



別紙 2

工事名	点検箇所	施工会社
設計・施工段階別点検表で確認された現象の有無	無 ・ 有 （その現象＝	）

1. この日常点検表は、斜面の崩壊を予知し、労働災害を防止するために、斜面の変状をいち早く発見するために使用する。
2. この日常点検表は、斜面掘削工事、切土部での擁壁工事などの作業開始前、作業終了時、大雨時、中震以上の地震の後などに使用する。
3. 点検の結果、該当する項目がある場合は、その項目に“○”をつけ、該当しない場合は“レ”又は“—”をつける。
4. 点検の結果、いずれかの項目に“○”印がついた場合、「変状時点検表」を用いて変状の推移を確認し、必要な対応を行う。(⑩、⑪を除く。)

[illegible]

変状時点検表

別紙 3

1. この点検表は、日常点検で見つかった土砂崩壊の前兆現象の進行状況を変状項目・箇所ごとに点検し、確認するためのものである。（なお、設計・施工段階別点検表で確認された亀裂なども同様とする。）
2. 日常点検表において変状が発見された場合は、この点検表の点検実施欄の該当項目に○印をつけ、変状箇所欄に該当箇所（詳細な位置、必要に応じて図示）を明記の上、点検する。点検頻度は日常点検よりも多く行う。なお、変状項目・箇所以外については引き続き日常点検表を用いて行う。
3. 亀裂などの変状の進行状況は、下記点検表の「現象」や項目ごとの「解説」「現象・判断基準」に合致しているかどうかで判定し、該当する項目の有か無に○印をつける。
4. 変状などの進行が確認（有に○印がついた状態）された場合は、一時作業を中断した上で、措置項目の安全措置を施し、該当する措置項目に○印をつける。
5. 変状などの進行が確認された場合は、発注者に報告するとともに、異常時対応シートを作成し、シートに従い必要な対応を行う。

工事名		変状箇所		施工会社	
-----	--	------	--	------	--

[illegible][illegible]

異 常 時 対 応 シ ー ト

別紙 4

(第 報)

平成 年 月 日 AM / PM 時 分

工事名 (業務名)			請負者 (受注者)		
送付先	氏名			職種	
	連絡先				
連絡者	氏名			職種	
	連絡先				
異常確認日時	平成 年 月 日 () 時 分				
異常確認箇所					
異常確認時の 作業内容					
進行した 変状の種類	切土部	☐ ①切土こう配 ☐ ②亀裂 ☐ ③はらみ ☐ ④落石 ☐ ⑤崩壊 ☐ ⑥湧水 ☐ ⑦浮石・転石			
	残斜面及び周辺	☐ ②亀裂 ☐ ③はらみ ☐ ④落石・ ☐ ⑤崩壊 ☐ ⑦浮石・転石 ☐ ⑧樹木 ☐ ⑨構造物			
	ほか	☐ ⑫特記すべき現象 ☐ ⑬その他 ()			
変状状況	別紙に添付	☐ 現場写真 ☐ 位置図 ☐ 平面図 ☐ 横断図 ☐ その他 ()			
現在の 措置状況 (応急措置)	措置判断者 (確認者名)				
	☐ 引き続き変状を観察する (措置なし) ☐ 変状のモニタリングを実施する ☐ 監視員を配置する ☐ 変状のある付近を立入禁止にする ☐ 変状のある付近での作業を中断し、退避する ☐ その他 ()				
※現時点で不明な点については「不明」と記入					
対応指示・ 結果報告	今後の対応に関する 指示事項				
	対応結果報告				
	対応内容				
緊急連絡先	☐ 発注者		TEL		
	☐ 施工者 (本社)		TEL		
	☐ 施工者 (現場)		TEL		
	☐ 専門工事業者		TEL		
	☐ 設計者		TEL		
	☐ 調査者		TEL		

土石流による労働災害防止のためのガイドライン

第 1 趣旨

平成 8 年 12 月に長野県と新潟県の県境をなす蒲原沢で発生した土石流災害により、23 人が死傷するという重大災害が発生した。労働省では、水災害の重大性にかんがみ設置された「労働省 12.6 蒲原沢土石流災害調査団」による提言を踏まえ、労働安全衛生規則の改正を行ったところである(平成 10 年労働省令第 1 号)。

本ガイドラインは、改正労働安全衛生規則と相まって、土石流による労働災害の防止対策のより一層的確な推進を図るため、改正労働安全衛生規則において規定された事項のほか、事業者が講ずることが望ましい事項及び従来の労働安全衛生関係法令において規定されている事項のうち土石流による労働災害防止のために重要なものを一体的に示すことを目的とするものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した土石流に対する安全対策を講ずるよう努めるものとする。

第 2 適用等

1 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は以下のとおりである。

(1) 土石流

土砂又は巨れきが水を含み、一体となって流下する現象をいう。

(2) 河川

河道及び河岸をいう。

(3) 24 時間雨量

ある時点の 24 時間前から当該時点までの降雨量をいう。

(4) 時間雨量

ある時点の 1 時間前から当該時点までの降雨量をいう。

2 適用

本ガイドラインは、以下のいずれかに該当する河川(以下「土石流危険河川」という。)において、建設工事の作業を行う場合に適用する。ただし、臨時の作業には適用しない。

(1) 作業場所の上流側(支川を含む。以下同じ。)の流域面積が 0.2km^2 以上であって、上流側の 0.2km における平均河床勾配が 3° 以上の河川

(2) 市町村が「土石流危険溪流」として公表している河川

(3) 都道府県又は市町村が「崩壊土砂流出危険地区」として公表している地区内の河川

第 3 事業者の実施する事項

1 作業着手前の調査事項

事業者は、次に掲げるところにより、作業に着手する前にあらかじめ調査を実施すること。

(1) 地形等の調査

事業者は、作業場所から上流の河川(支川を含む。以下同じ)及びその周辺に関して次に掲げる事項を調査すること。

- イ 河川の形状、流域面積及び河床勾配
- ロ 河川の周辺における崩壊地の状況
- ハ 河川の周辺における積雪の状況
- ニ 河川及びその周辺における砂防施設、道路施設等の状況
- ホ 河川の周辺における各地方気象台の定める大雨注意報基準等

(2) 過去の土石流の発生状況

事業者は、必要に応じ、作業場所から上流の河川の周辺における過去の土着流の発生の有無を調査し、土石流の発生が認められた場合には、次に掲げる事項を調査すること。

- イ 土石流の発生原因、流下・堆積状況、推定流下速度等
- ロ 土石流発生推定時点での雨量等の状況

2 土石流による労働災害防止のための規程の策定

事業者は、土石流による労働災害を防止するため、あらかじめ、1 の調査結果を踏まえ、次に掲げる事項についての規程を定めること。

- (1) 降雨量等の把握の方法
- (2) 降雨又は融雪があった場合に講ずる措置
- (3) 地震が発生した場合に講ずる措置
- (4) 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置
- (5) 土石流が発生した場合の警報及び避難の方法
- (6) 避難の訓練の内容及び時期

3 降雨量等の把握の方法

事業者は、次に掲げる事項について、それぞれその定めるところにより把握すること。

(1) 降雨量

イ 事業者は、降雨量が土石流の早期把握等の措置を講ずるための降雨量基準(以下「警戒降雨量基準」という。)に達していないことを確認するため、作業の開始又は再開の時に 24 時間雨量を、その後 1 時間ごとに時間雨量を雨量計による測定等適切な方法により把握すること。

ロ 事業者は、雨量計を設置して降雨量を把握する場合には、雨量計の選択及びその設置場所の選定を適切に行うこと。

(2) 気温の把握

事業者は、積雪のあるときは、必要に応じ、温度計による測定等適切な方法により気温を把握すること。

4 降雨の場合に講ずる措置

事業者は、降雨に関して次に掲げる事項を実施すること。

(1) 警戒降雨量基準の設定

事業者は、土石流の発生に備えるため、次に掲げるところにより、警戒降雨量基準を定めること。

- イ 24 時間雨量に係る警戒降雨量基準を定めること。この場合、同基準は各地方気象台の定める 24 時間雨量に係る大雨注意報基準を上回ってはならないこと。
- ロ 必要に応じ、イの 24 時間雨量に係る警戒降雨量基準に加え、その他の降雨量に関する基準等により警戒降雨量基準を定めること。

(2) 警戒降雨量基準に達した場合に講ずる措置

事業者は、降雨量が(1)の警戒降雨量基準に達した場合は、次のイからハのいずれかに掲げる措置を講ずること。

イ 作業中止及び退避

作業を中止し、速やかに労働者を安全な場所に退避させること。

ロ 監視人の配置による土石流発生の検知

(イ) 監視人の配置場所

監視人の配置場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

- a 河川の状態に応じ、支川において発生・流下してくる土石流も監視できること
- b 監視人が土石流を発見できる位置から作業場所までの距離を地質・河床勾配等に応じて想定される土石流の流下速度(5~20m/s、以下同じ。)で除して得られる時間内にすべての労働者を避難させることができること

(ロ) 警報用の設備の作動

監視人が土石流を発見したときに直ちに警報用の設備を作動させることのできる措置を講ずること。

(ハ) 監視人の安全確保

監視人の安全を確保するための措置を講ずること。

ハ 土石流検知機器による土石流発生の検知

(イ) 検知機器の選定

検知機器の選定に当たっては、各検知機器の種類ごとの特性、地形条件、管理・操作性等に十分留意すること。また、誤作動に配慮し、警報装置が作動した際に、実際に土石流が発生したかどうかを確認するため、監視カメラの併用等についても検討すること。

(ロ) 検知機器の設置場所

検知機器場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

- a 河川の状態に応じ、支川において発生・流下してくる土石流を監視できること
- b 土石流を検知できる位置から作業場所までの距離を地質・河床勾配等に応じて想定される土石流の流下速度で除して得られる時間内にすべての労働者を避難させることができること

(ハ) 警報用の設備の作動

検知機器は、土石流を検知した場合に自動的に警報用の設備を作動させる機能を備えたものとする。

(二) 検知機器の点検

検知機器については、正常に作動することを確認するため、機器ごとの点検仕様等に定めるところにより点検を実施すること。

(3) (2)に掲げる措置の解除の条件

事業者は、降雨量が(1)に定める警戒降雨量基準に達した後において、(2)に掲げる措置を解除する場合にあっては、次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 降雨量が(1)で定める警戒降雨量基準に達していないこと。

ロ 降雨量が警戒降雨量基準に達してから連続 12 時間以上の降雨の中断があること。

5 融雪又は地震の場合に講ずる措置

事業者は、融雪又は地震の場合に次に掲げる事項を実施すること。

(1) 融雪時に講ずる措置

事業者は、作業場所から上流の河川の周辺に積雪がある場合で、積雪深、気温の変化等により融雪を把握した際には、その把握結果に基づき、降雨に融雪が加わることを考慮して、積雪の比重を積雪深の減少量に乗じて降水量に換算し降雨量に加算する等適切な措置を講ずること。

(2) 地震を把握したときに講ずる措置

事業者は、作業場所において中震以上の地震を把握した際には、いったん作業を中止し、土石流の前兆となる現象の有無を確認する等適切な措置を講ずること。

6 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置

事業者は、河川の流水の急激な減少、濁りの発生等の土石流の発生の前兆となる現象を把握した際には、いったん作業を中止し、その現象の継続の有無を監視する等適切な措置を講ずること。

7 警報及び避難の方法等

事業者は、警報及び避難に関し、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 警報用の設備の設置等

イ 警報用の設備の設置

事業者は、土石流の発生による労働災害の発生の危険があることを把握した際に、これに関係労働者に速やかに知らせるため、サイレン、非常ベル、一斉通報の可能な放送設備、携帯用拡声器、回転灯等の警報用の設備を適切な場所に設置すること。

ロ 関係労働者への周知

事業者は、関係労働者に対して、警報用の設備の設置場所、使用方法及び警報の種類を周知させること。

ハ 警報用の設備の有効性の保持

事業者は、警報用の設備を常時有効に作動するように保持しておくこと。

(2) 避難用の設備の設置等

イ 避難場所の設定

事業者は、土石流発生時における安全な避難場所を定め、関係労働者に周知させること。

ロ 避難用の設備の設置

事業者は、土石流の発生により労働災害の発生の危険があることを実際に把握した際に、労働者を速やかに安全な場所に避難させるために、登り栈橋、はしご等の避難用の設備を設けること。

ハ 関係労働者への周知

事業者は、避難用の設備の設置場所及び使用方法を関係労働者に周知させること。

ニ 避難用の設備の有効性の保持

事業者は、避難用の設備を常時有効に保持すること。

8 土石流による労働災害発生の急迫した危険がある際の退避

事業者は、土石流の発生を把握したとき、土砂崩壊により天然ダムが形成されていることを把握したとき等、土石流による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止

し、労働者を安全な場所に退避させること。

9 避難訓練の内容及び時期

事業者は、避難訓練に関し、以下に掲げる事項を実施すること。

(1) 避難訓練の時期及び内容

事業者は、すべての関係労働者を対象に、次に掲げるところにより避難訓練を実施すること。

イ 事業者は、避難訓練を工事開始後遅滞なく1回、その後6月以内ごとに1回実施すること。避難訓練においては、土石流が発生した際にすべての労働者が安全に避難できることを確認すること。

ロ 事業者は、工事の進捗に伴い避難設備等の変更等を打った場合には必要に応じて避難訓練を実施すること。

(2) 避難訓練の結果の記録及び検討

イ 事業者は、避難訓練を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存すること。

(イ) 実施年月日

(ロ) 訓練を受けた者の氏名

(ハ) 訓練の内容

ロ 事業者は、避難訓練の結果を検討し、土石流が発生した際に労働者を安全に避難させるため必要な改善を行うこと。

10 安全衛生教育

事業者は、次に掲げるところにより安全衛生教育を実施すること。

(1) 施工計画を作成する者に対する教育

事業者は、施工計画を作成する者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項について教育を行うこと。

イ 土石流に関する基礎知識

ロ 事前調査結果の評価方法

ハ 土石流による労働災害防止のための具体的手法

ニ 監視人の配置並びに土石流検知機器、警報用の設備及び避難用の設備の種類及び設置場所の選定

ホ 土石流による災害事例

(2) 現場の安全管理を行う責任者に対する教育

事業者は、現場の安全管理を行う責任者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項について教育を実施すること。

イ 土石流に関する基礎知識

ロ 警戒降雨量基準の設定及び降雨量等の評価

ハ 土石流による労働災害防止のための具体的措置

ニ 監視人の配置並びに土石流検知機器、警報用の設備及び避難用の設備の種類及び設置場所の選定

ホ 土石流による災害事例

(3) 現場で作業を行う労働者に対する教育

事業者は、現場で作業を行う労働者に対し、新規入場時及びその他必要な時期に次に掲げる事項について教育を行うこと。

- イ 土石流に関する基礎知識
- ロ 土石流による労働災害防止のための具体的措置
- ハ 警報用の設備及び避難用の設備の設置場所及び使用方法
- ニ 土石流による災害事例

第4 元方事業者等の実施する事項

1 元方事業者の講ずる措置

元方事業者は、以下に掲げる事項を実施すること。

(1) 協議会等の設置

元方事業者は、すべての関係請負人が参加する労働災害防止のための協議会等を設置し、次に掲げる事項を協議すること。

- イ 降雨量等の把握方法
- ロ 警戒降雨量基準の設定及びその基準に達した場合に講ずる措置
- ハ 融雪又は地震の場合に講ずる措置
- ニ 土石流の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置
- ホ 避難及び警報に関する事項
- ヘ 避難訓練の内容及び時期

(2) 警報の統一

- イ 元方事業者は、土石流が発生したとき又は発生するおそれがあるときに行う警報を统一的に定め、これを関係請負人に周知させること。
- ロ 元方事業者及び関係請負人は、土石流が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、イで统一的に定められた警報を行うこと。

(3) 避難訓練の統一等

- イ 元方事業者は、関係請負人が実施する避難訓練について、その実施時期及び実施方法を统一的に定め、これを関係請負人に周知すること。
- ロ 元方事業者及び関係請負人は、イで统一的に定められた実施時期及び実施方法により避難訓練を行うこと。
- ハ 元方事業者は、関係請負人が行う避難訓練に対して、必要な指導及び資料の提供等の援助を行うこと。

(4) 関係請負人に対する技術上の指導等

元方事業者は、関係請負人が講ずべき措置が適切に実施されるように、技術上の指導その他必要な措置を講ずること。

2 異なる元方事業者が近接して作業を行う際に講ずる措置

元方事業者は、土石流危険河川において、他の元方事業者と近接して作業を行う場合には、以下に掲げる事項を実施すること。

- (1) 複数の元方事業場が同一の土石流により被害の発生するおそれのある場所で同時に工事を施工している場合には、すべての元方事業者が参加する労働災害防止のための協議会等を設置して統一的な安全管理を行うこと。

この場合、複数の発注機関が近接して工事を発注しているときにあっては、必要に応じ、

発注機関間の協議結果を反映した統一的な安全管理を行うこと。

(2) 各元方事業者は協議会で決定された事項を関係請負人に連絡する体制を確立すること。

(3) 協議会等においては、以下の事項を協議すること。

イ 降雨量等の把握方法

ロ 警戒降雨量基準の設定及びその基準に達した場合に講ずる措置

ハ 融雪又は地震の場合に講ずる措置

ニ 土石流の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置

ホ 避難及び警報に関する事項

ヘ 避難訓練の内容及び時期

鹿児島県の発注機関

	機 関 の 名 称	郵便番号	所 在 地
1	鹿児島県 土 木 部 監理課	890－8577	鹿児島市鴨池新町 10－1
2	〃 道路建設課	〃	〃
3	〃 道路維持課	〃	〃
4	〃 河 川 課	〃	〃
5	〃 砂 防 課	〃	〃
6	〃 港湾空港課	〃	〃
7	〃 都市計画課	〃	〃
8	〃 建 築 課	〃	〃
9	〃 農 政 部 農地整備課	〃	〃
10	〃 農地保全課	〃	〃
11	〃 環境林務部 環境林務課	〃	〃
12	〃 環境林務部 かごしま材振興課	〃	〃
13	〃 森づくり推進課	〃	〃
14	〃 商工労働水産部 漁港漁場課	〃	〃

国の発注機関

	機 関 の 名 称	郵便番号	所 在 地
1	国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所	893-1207	肝属郡肝付町新富 1 0 1 3 - 1
2	// 川内川河川事務所	895-0075	薩摩川内市東大小路町 2 0 - 2
3	// 鹿児島国道事務所	892-0812	鹿児島市浜町 2 - 5
4	// 鹿児島営繕事務所	892-0816	鹿児島市山下町 1 3 - 2 1 鹿児島合同庁舎
5	// 鹿児島港湾・空港整備事務所	892-0835	鹿児島市城南町 2 3 - 1
6	// 志布志港湾事務所	899-7191	志布志市志布志町帖 6 6 1 7 - 1 8 2
7	農林水産省 九州農政局 肝属中部農業水利事業所	893-0015	鹿屋市新川町 5 9 7
8	// 沖永良部農業水利事業所	891-9214	大島郡知名町知名 8 5

関係労働災害防止団体等

	機 関 の 名 称	郵便番号	所 在 地
1	建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部	890－8512	鹿児島市鴨池新町 6－10 鹿児島県建設センター内
2	一般社団法人鹿児島県建設業協会	890－8512	鹿児島市鴨池新町 6－10 鹿児島県建設センター内
3	鹿児島県森林土木協会	892－0816	鹿児島市山下町 9－15

職場の熱中症対策に取り組めます

5月から9月までを「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」
として、職場の熱中症対策に取り組めます。

熱中症とは、高温多湿な環境下において体内の水分等のバランスが崩れるなどにより発症する障害で、めまいや失神等の症状があらわれ、重症となると死に至る場合もあります。

鹿児島県内においては、熱中症による休業4日以上労働災害は、平成20年から平成24年までの5年間は25名（うち2名死亡）でしたが、平成25年から平成29年までの5年間は70名（うち3名死亡）と180%の増加となりました。

また、去年は、この10年間で2番目に多い16名の方が被災（うち1名死亡）しております。

このような状況から、鹿児島労働局では、平成30年5月～9月を「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」として、WBGT（暑さ指数）に基づく高温多湿場所の職場環境の改善や水分・塩分の摂取等、熱中症予防対策の周知啓発・指導を実施します。

資料1 熱中症発生状況（平成20年～平成30年）

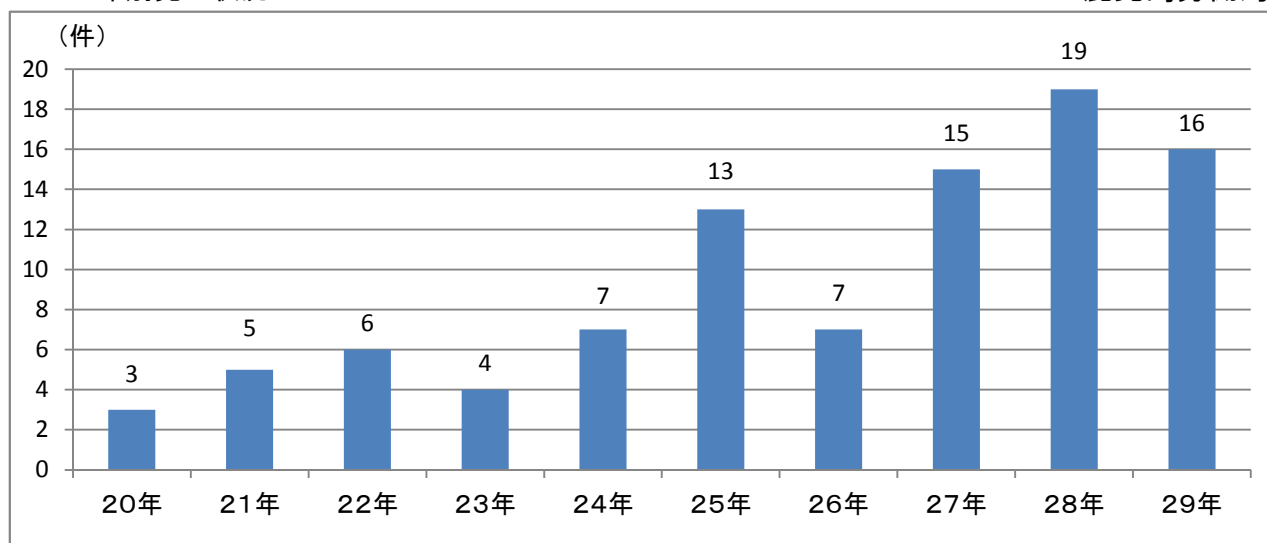
2 STOP！熱中症クールワークキャンペーン（リーフレット）

（労働基準部健康安全課）

熱中症発生状況(平成20年～29年)

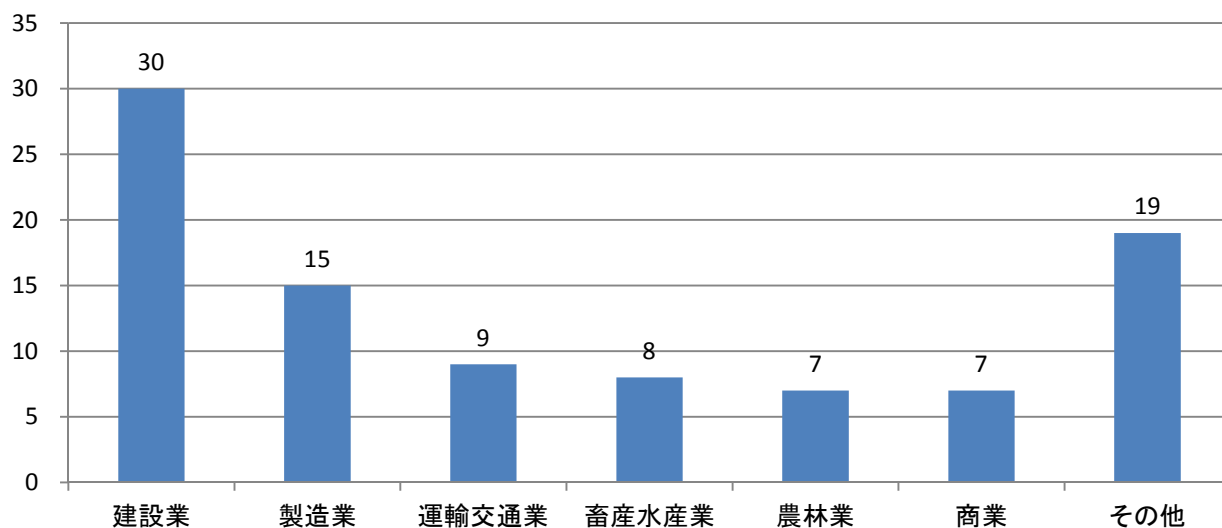
1 年別発生状況

鹿児島労働局



	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	合 計
件 数	3	5	6	4	7	13	7	15	19	16	95
被災者数	死亡		1		1		1	1		1	5
	休業	3	5	5	4	6	13	6	14	19	90
	合計	3	5	6	4	7	13	7	15	16	95
	25					70					280 %

2 業種別発生状況

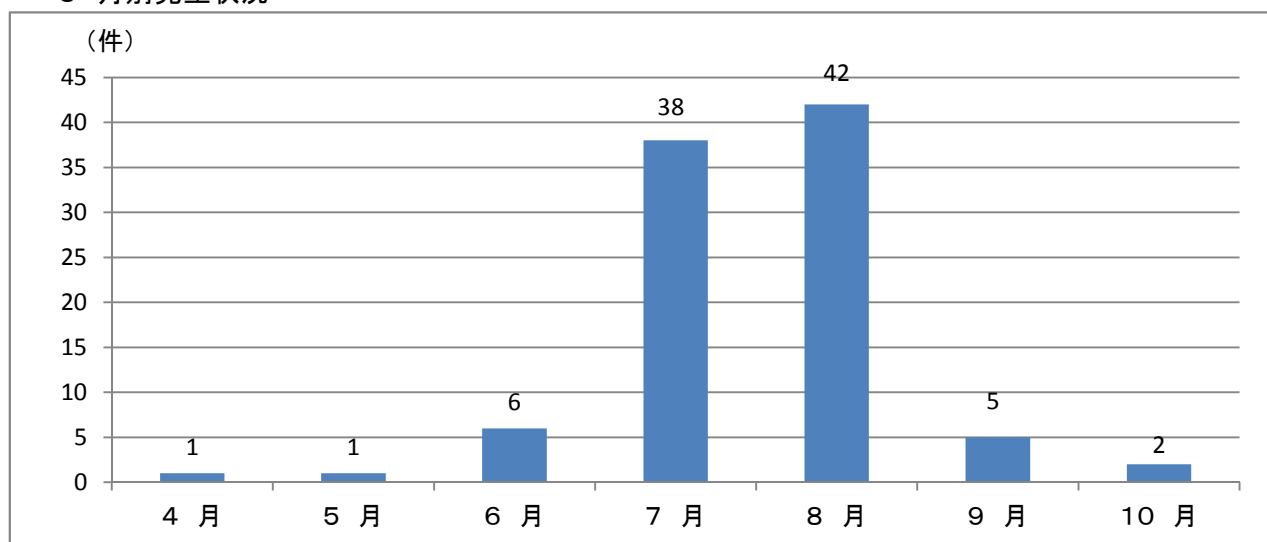


	建設業	製造業	運輸交通業	畜産水産業	農林業	商業	その他	合計
件 数	30	15	9	8	7	7	19	95
被災者数	死亡	3	1				1	5
	休業	27	14	9	8	7	18	90
	合計	30	15	9	8	7	19	95

●その他の内訳

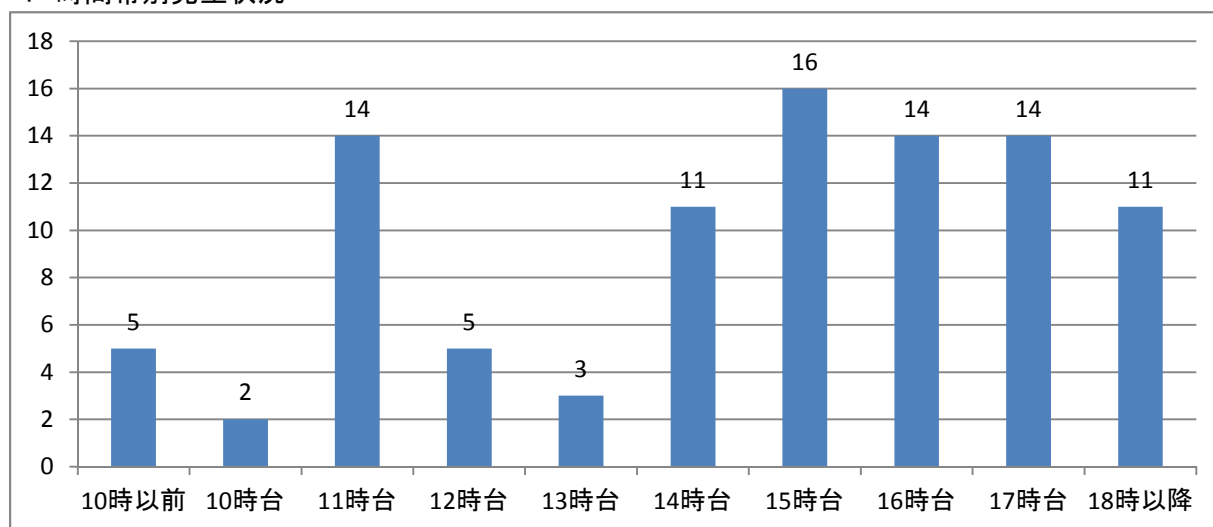
- ・保健衛生業(休業4) ・貨物取扱業(死亡1 休業2) ・接客娯楽業(休業3) ・教育研究業(休業2)
- ・清掃と畜業(休業1) ・その他の事業(休業6)

3 月別発生状況



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
件数	1	1	6	38	42	5	2	95
被災者数	死亡			3	2			5
	休業	1	1	6	35	40	2	90
	合計	1	1	6	38	42	2	95

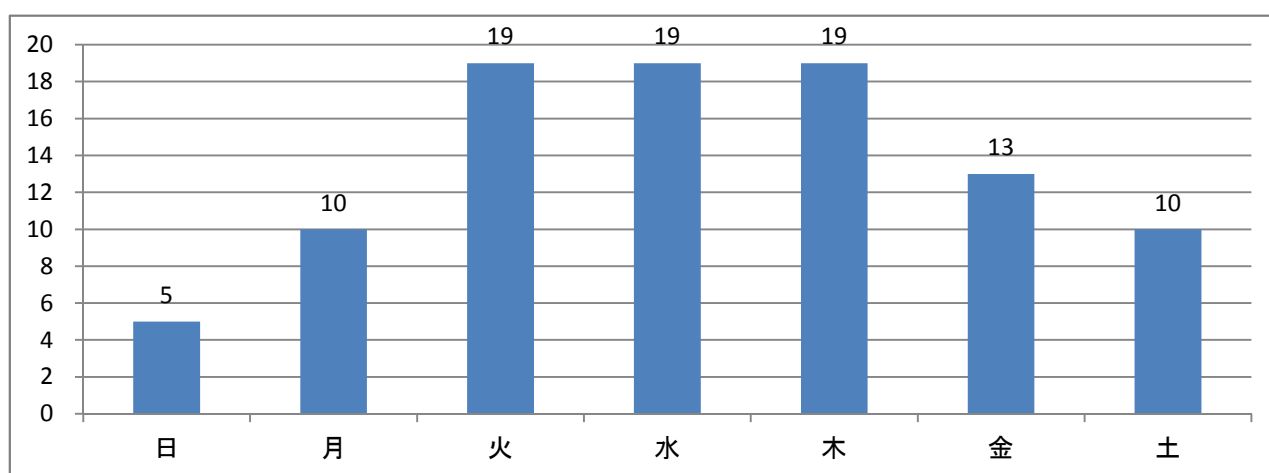
4 時間帯別発生状況



	10時以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	午後16時台	17時台	18時以降	合計
件数	5	2	14	5	3	11	16	14	14	11	95
被災者数	死亡					2	1	1		1	5
	休業	5	2	14	5	3	9	15	13	14	90
	合計	5	2	14	5	3	11	16	14	11	95

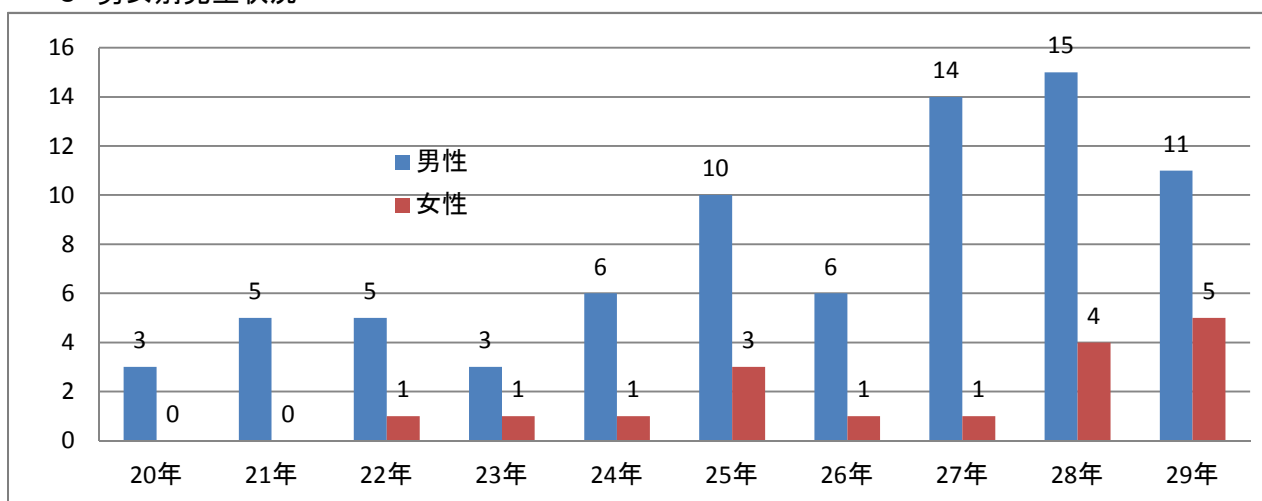
※ 午前10時以前は午前0時台から午前9時台まで、午後6時以降は午後6時台から午後11時台までを指す。

5 曜日別発生状況



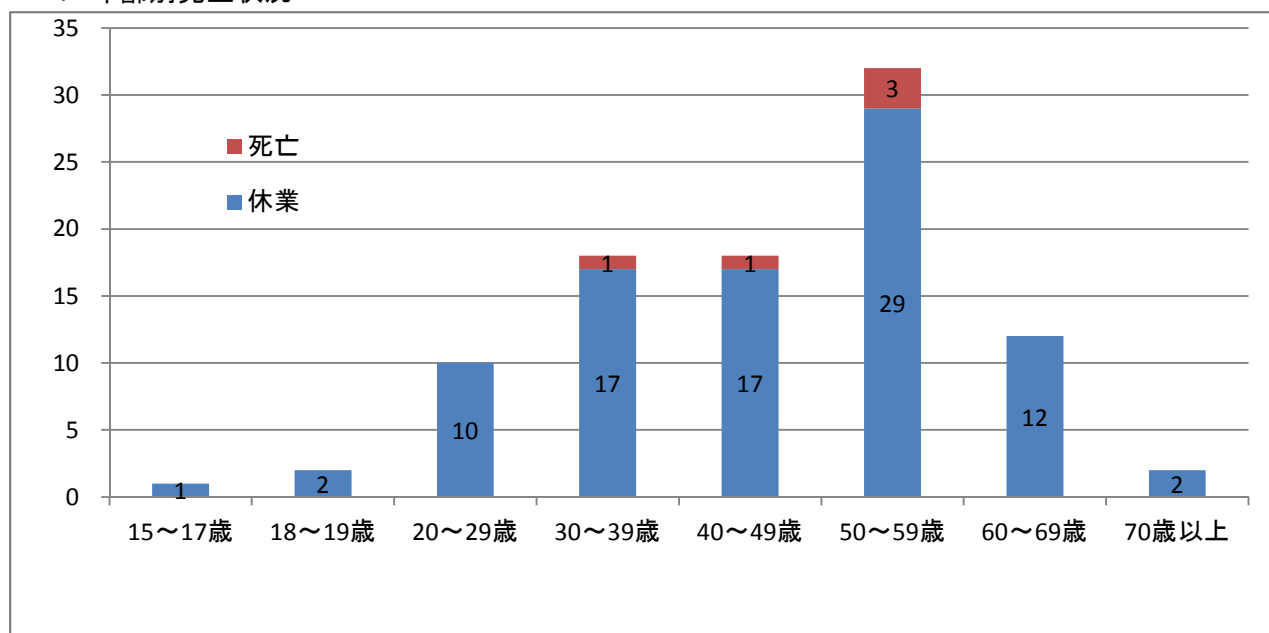
	日	月	火	水	木	金	土	合計
件数	5	10	19	19	19	13	10	95
被災者数	死亡				3	2		5
	休業	5	10	19	19	16	10	90
	合計	5	10	19	19	19	13	95

6 男女別発生状況



		20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		合計
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
件 数		3	0	5	0	5	1	3	1	6	1	10	3	6	1	14	1	15	4	11	5	95
被災者数	死亡					1				1				1		1				1		5
	休業	3		5		4	1	3	1	5	1	10	3	5	1	13	1	15	4	10	5	90
	合計	3	0	5	0	5	1	3	1	6	1	10	3	6	1	14	1	15	4	11	5	95

7 年齢別発生状況



		15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
被災者数	死亡				1	1	3			5
	休業	1	2	10	17	17	29	12	2	90
	合計	1	2	10	18	18	32	12	2	95

【死亡災害事例】

●平成22年7月（建築工事業）；建築工事現場において、屋外で外壁の取り付け作業を行っていたところ、体調が悪くなり休憩を取ろうとしたところ意識を失い、搬送先の病院で死亡した。屋外の気温は33度であった。

●平成24年8月（土木工事業）；午後3時ころ、法面工事に使用したホースの巻き取作業を行っていたところ、ふらついて意識がもうろうとなったことから、病院へ搬送し加療したものの2日後に死亡した。

●平成26年7月（港湾荷役業）；7時から17時まで屋外で作業し、1時間休憩後、18時からトラックコンテナ内で荷の搬出作業を行っていたところ、18時20分ころに意識障害を起こして倒れ、8日後に死亡した。コンテナ内の温度は約40度であった。

●平成27年7月（食料品製造業）；工場内で7時50分から12時まで飼料の製造作業を行い、1時間休憩後、引き続き同作業を行っていたところ、14時20分ころ意識障害を発症し、6日後に死亡した。工場内の温度は約38度であった。

●平成29年8月（土木工事業）；道路脇の草刈り作業中、16時20分頃、被災者がひどく疲れた様子であったため休憩するよう指示したが、その後近隣建物の駐車スペースにおいて意識不明の状態で発見された。病院に搬送されたものの3日後に死亡した。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

平成30年5月～9月

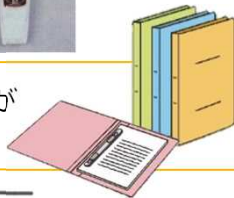
— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取組みましょう!

●実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、☐にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）		
☐	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。 
☐	作業計画の策定等	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
☐	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置、により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
☐	服装等の検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。 
☐	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 
☐	熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。 
☐	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

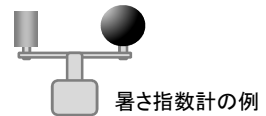
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置	
☐ 休憩場所の整備	
☐ 涼しい服装等	
☐ 作業時間の短縮	
☐ 熱への順化	暑さ指数が高いときは、 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。
☐ 水分・塩分の摂取	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。
☐ 健康診断結果に基づく措置	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。
☐ 日常の健康管理等	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。 前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。
☐ 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

☐ **異常時の措置**

少しでも異変を感じたら
ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、**すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょう。**



労働保険の年度更新(申告・納付)は 6月1日から7月10日までです

鹿児島労働局では、労働保険徴収室・労働基準監督署をはじめ県内26の会場で、労働保険年度更新申告書の受付を行います。郵送やインターネットによる手続も可能なので、ぜひご利用ください。

事業主の皆様には、法定期限である7月10日（火）までに申告・納付を済ましていただきますようお願いいたします。納付については、口座振替も選択できます。

なお、受付・審査事務の一部を外部委託しているため、受託業者から申告内容について問い合わせをすることがあります。

（総務部労働保険徴収室）

平成30年度 労働保険年度更新申告書集合受付日程表

地区	月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	所在地・電話番号
鹿児島 日 置	6月19日(火)	10:30～16:00	鹿児島総合卸商業団地協同組合 オロシティーホール (大会議室)	鹿児島市卸本町6-12 099-260-2111
	6月27日(水)	10:30～16:00	かごしま県民交流センター (東棟4階大研修室第4)	鹿児島市山下町14-50 099-221-6600
	6月28日(木)			
	7月2日(月)	10:30～15:00	ホテルアクシアくしきの (みさきの間)	いちき串木野市長崎町101 0996-32-4177
南 薩	6月15日(金)	10:30～15:00	南さつま市総合保健福祉センター ふれあいかせだ (いにしへホール)	南さつま市加世田川畑2641-2 0993-53-2331
	7月4日(水)	10:30～15:00	指宿市民会館 (大会議室)	指宿市東方12000 0993-22-4105
北 薩	6月18日(月)	10:30～15:00	ホテルキング (2階バンケットホール)	出水市向江町5-18 0996-62-1511
	6月28日(木)	10:30～15:00	宮之城ひまわり館 (いきいき学習室)	薩摩郡さつま町宮之城屋地2117-1 0996-52-1123
	7月3日(火)	10:30～15:00	薩摩川内市国際交流センター (2階会議室A・B)	薩摩川内市天辰町2211-1 0996-22-7741
	7月4日(水)			
始 良 伊 佐	6月14日(木)	10:30～15:00	伊佐市文化会館 (小ホール)	伊佐市大口鳥巣305 0995-22-6320
	6月22日(金)	10:30～15:00	栗野建設会館 (2階会議室)	始良郡湧水町米永476 0995-74-2221
	6月26日(火)	10:30～15:00	国分シビックセンター (多目的ホール)	霧島市国分中央3-45-1 0995-45-5111
	6月29日(金)	10:00～15:00	始良市文化会館 加音ホール (第1・2会議室)	始良市加治木町木田5348-185 0995-62-6200
大 隅	6月12日(火)	10:30～15:00	曾於市商工会大隅支所 (2階大会議室)	曾於市大隅町岩川6491-2 099-482-1432
	6月19日(火)	10:30～15:00	鹿屋合同庁舎 (4階共用会議室)	鹿屋市西原4-5-1 0994-43-3385
	6月20日(水)			
	6月25日(月)	10:30～15:00	有明地区公民館 農村環境改善センター (大会議室)	志布志市有明町野井倉1756 099-474-1111
熊 毛	6月12日(火)	10:30～16:00	種子島合同庁舎 (国) (第2会議室)	西之表市西之表16314-6 0997-22-1318
	6月13日(水)	9:30～12:00	中種子町立中央公民館 (小会議室)	熊毛郡中種子町野間5186-2 0997-27-1111
	6月21日(木)	13:30～16:00	屋久島離島開発総合センター (第1会議室)	熊毛郡屋久島町宮之浦1593 0997-42-0100
	6月22日(金)	10:00～12:00	屋久島町総合センター (大会議室)	熊毛郡屋久島町安房187-1 0997-43-5900
大 島	6月7日(木)	10:30～17:00	徳之島合同庁舎 (国) (2階会議室)	大島郡徳之島町亀津553-1 0997-82-1438
	6月8日(金)	9:00～12:00		
	6月13日(水)	13:30～16:00	せとうち物産館 (2階会議室)	大島郡瀬戸内町古仁屋船津31 0997-72-4595
	6月14日(木)	10:00～17:00	奄美文化センター (2階第1会議室)	奄美市名瀬長浜町517 0997-54-1211
	6月15日(金)	9:30～12:00		
	6月20日(水)	15:00～17:00	知名町中央公民館 (2階会議室)	大島郡知名町知名411 0997-93-2041
	6月21日(木)	9:00～12:00	和泊町商工会館 (会議室)	大島郡和泊町和泊1225 0997-92-0148
	6月26日(火)	15:00～17:00	与論町中央公民館 (第3研修室)	大島郡与論町茶花1015 0997-97-2079
	7月5日(木)	9:00～12:00	喜界町中央公民館 (団体室)	大島郡喜界町赤連18-2 0997-65-0229

＼鹿児島で暮らそ！／

進学・就職
応援フェア

みらいワーク “かごしま”

県内企業
約100社
参加!

県内大学・
短大・専門学校等
約50校
参加!

詳しくはWebで
「みらいワーク
かごしま」
で検索

2018年 **7/8** 日

10:00～17:00 (受付開始 9:30)

場所

鹿児島アリーナ

鹿児島市永吉1-30-1

参加
対象

高校・短大・大学・専門学校の学生
おおむね35歳未満の一般求職者

保護者・
学校関係者の
参加も大歓迎!
1年生から参加OK!

イラスト：寺田 七海
(タラデザイン専門学校)

【主催】鹿児島県、鹿児島労働局、鹿児島県若者就職サポートセンター 【共催】鹿児島県教育委員会、鹿児島市、鹿児島市教育委員会、(一社)鹿児島県専門学校協会

お問合せ先

キャッチワークかごしま(鹿児島県若者就職サポートセンター)

※ 鹿児島労働局「若年者地域連携事業」受託者:鹿児島県職業能力開発協会

鹿児島市東千石町1-38 アイムビル3F

TEL.099-216-9001 FAX.099-223-0433